

地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）

第3章 事業税

第1節 通則

第1 納税義務及び納税義務者

1の1 事業税の納税義務者である法人については、内国法人であると外国法人であることを問わず事業税の納税義務があるのであるが、単に外国法人がこの法律の施行地（以下本章において「国内」という。）に資産を有するのみで、事業を行わないものに対しては、事業税を課することはできないものであることに留意すること。（法72の2）

1の2 収入金額課税事業以外の事業のうち、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人（法第72条の4第1項各号に掲げる法人（公共法人）、法第72条の5第1項各号に掲げる法人（2の2において「公益法人等」という。）、法第72条の24の7第5項各号に掲げる法人（特別法人）、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等（1の3において「人格のない社団等」という。）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第19項に規定する投資法人及び資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社を除く。）が行う事業が、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税の対象となるものであるが、次の諸点に留意すること。（法72の2①・②）

（1）資本金の額又は出資金の額は、収入金額課税事業若しくは非課税事業を併せて行う法人、特定内国法人（内国法人で、この法律の施行地外（以下この章において「外国」という。）において事業を営んでいるものをいう。）又は外国法人であっても、当該法人の資本金の額又は出資金の額の総額をいうものであること。

（2）外国法人の資本金の額又は出資金の額は、当該事業年度終了の日の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値（以下1の2（2）及び4の6の1において「電信売買相場の仲値」という。）により換算した円換算額によること。なお、電信売買相場の仲値は、原則として、その法人の主たる取引金融機関のものによることとするが、その法人が、同一の方法により入手等をした合理的なものを継続して使用している場合には、これによることを認めるものであること。

（3）資本金の額又は出資金の額が1億円を超えるかどうかの判定は、各事業年度終了の日（法第72条の26第1項ただし書の規定に基づく中間申告を行う法人についてはその事業年度開始の日から6月の期間の末日とし、清算中の法人についてはその解散の日とする。）の現況によること。

1の3 人格のない社団等とは、民事訴訟法上当事者能力を有する非法人で収益事業又は法人課税信託（法第72条の2第4項に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受けを行うものを行い、その収益事業及び法人課税信託の範囲は法人税における場合と同様であって、継続して事業場を設けてなすものに限られるのであり、その認定に当たっては、国の税務官署の取扱いに準ずるものであること。（法72の2④、令15）

なお、収益事業の範囲のうち鉱物の掘採事業は課税されないものであることに留意すること。

1の4 外国法人又は国内に主たる事務所若しくは事業所（以下本章において「事務所等」という。）を有しない個人が行う事業に対しては、当該法人又は個人が国内に恒久的施設（令第7条の3の5に規定する場所をいう。以下本章において同じ。）を有する場合に限り、事業税を課することができるものであること。（法72の2⑤、令10の2）

1の5 事業を行う法人又は個人とは、当該事業の収支の結果を自己に帰属せしめている法人又は個人をいうものであるが、その具体的判定に当たっては次の諸点に留意すること。

（1）資産又は事業から生ずる収益が法律上帰属するとみられる者が単なる名義人にすぎない場合においては、これらの名義人はこの資産又は事業から生ずる収支を自己に帰属せしめているものではないので、名義人以外の者でその資産又は事業から生ずる収益を享受する者に対して事業税を課することとなるのであるから、事業の収支の帰属を十分に検討して課税上遺憾のないようにすること。この場合において資産又は事業から生ずる収益が法律上帰属するとみられる者が単なる名義人にすぎない場合とは、およそ次に掲げるような場合をいうものであること。（法72の2の3）

ア 事業の名義人が事業の経営に関与せず何らの収益を得ていない場合

イ 事業の取引の収支が事業の名義人以外の者の名において行われている場合

ウ 事業の名義人は他の者の指示によって事業を経営するにすぎず、その収支は実質的には他の者に帰属する場合

(2) 他の諸法規において雇傭者としての取扱いを受けているということのみの理由で直ちに地方税法上「事業を行う者」に該当しないとはいえないのであるが、その事業に従事している形態が契約によって明確に規制されているときは、雇傭関係の有無はその契約内容における事業の収支の結果が自己の負担に帰属するかどうかによって判断し、また契約の内容が上記のごとく明確でないときは、その土地の慣習、慣行等をも勘案のうえ当該事業の実態に即して判断すること。

(3) 企業組合又はその組合員について実質上法人たる企業組合の存在と相容れない事実があるときは、その事実に係る取引から生ずる所得については、組合員個人が納税義務を負うものであること。この場合において、その認定に当たっては、国の税務官署の取扱いに準ずるものであること。

(4) 法人名義を仮装して社員等が個人で事業を行っているかどうかの判定については、国の税務官署の更正又は決定した所得を基準として賦課する場合においては、国の税務官署の取扱いに従うものとし、都道府県がその自ら調査したところに基づいて賦課する場合においては、国の税務官署の取扱いに準ずるものであること。

1の6 民法第667条の規定による組合は、当該組合の組合員である法人又は個人に対して、事務所等所在の道府県において事業税を課するものであること。有限責任事業組合契約に関する法律第2条の規定による有限責任事業組合（LLP）についても同様であること。

この場合、当該法人又は個人ごとに、第1章第1節6における事務所等の判定をするものであること。

1の7 法人課税信託の受託者に係る事業税については、原則として各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等ごとにそれぞれ別の者とみなして取り扱うものであること。なお、法第72条の2第1項第1号イに規定する法人で受託法人である者に対しては、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を課することができないものであるが、その場合における法第72条の24の7第1項及び第3項の規定の適用については、その他の法人の区分が適用されるものであることに留意すること。（法72の2の2）

第2 課税客体及び非課税の範囲

2の1 事業税の課税客体の認定については、次の諸点に留意すること。

(1) 金銭貸付業とは、通常一定の店舗その他の営業場を設けて金銭の貸付を継続して営む者をいうのであって、親戚、小作人、縁故者等に対してたまたま金銭を貸し付けた事実によって、直ちに金銭貸付業を行う者とはいえないものであること。（法72の2⑧Ⅱ）

(2) 物品貸付業とは、対価の取得を目的として物品を貸し付ける事業をいうものであるが、この場合において、物品とは、動植物その他普通に物品といわないものを含むものであるから、乗馬、船舶等の貸付業もこれに含まれるものであること。（法72の2⑧Ⅲ）

(3) 不動産貸付業とは、継続して、対価の取得を目的として、不動産の貸付け（地上権又は永小作権の設定によるものを含む。）を行う事業をいうものであること。

なお、不動産貸付業に該当するかどうかの認定に当たっては、所得税の取扱いを参考とするとともに次の諸点に留意すること。（法72の2⑧Ⅳ）

ア アパート、貸間等の一戸建住宅以外の住宅の貸付けを行っている場合においては居住の用に供するために独立的に区画された一の部分の数が、一戸建住宅の貸付けを行っている場合においては住宅の棟数が、それぞれ10以上であるものについては、不動産貸付業と認定すべきものであること。

イ 住宅用土地の貸付けを行っている場合においては、貸付け契約件数（1の契約において2画地以上の土地を貸付けている場合はそれぞれを1件とする。）が10件以上又は貸付総面積が2千平方メートル以上であるものについては、不動産貸付業と認定すべきものであること。

ウ 一戸建住宅とこれ以外の住宅の貸付け又は住宅と住宅用土地の貸付けを併せて行っている場合等については、ア又はイとの均衡を考慮して取り扱うことが適当であること。

(4) 塩田を中心とする個人の行うかん水製造業又は塩田業は、個人の行う農業又は林業との均衡を考慮し、事業税を課さないものとするのが適当であること。ただし、かん水から塩を作るせんごうの部分は、製造業として課税するものであること。（法72の2⑧Ⅴ）

(5) 電気通信事業（放送事業を含む。）とは、対価の取得を目的として、他人の需要に応ずるために、有線、無線その他の電磁的方法により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けるための電気通

信設備を用いて他人の通信を媒介し、又は電気通信設備を他人の通信の用に供する事業をいうものであること。（法72の2⑧Ⅷ）

(6) 駐車場業とは、対価の取得を目的として、自動車の駐車のための場所を提供する事業をいうものであること。

なお、建築物である駐車場を除き、駐車台数が10台以上である場合には、駐車場業と認定すべきものであること。（法72の2⑧ⅩⅢ）

(7) 請負業とは、その事業が通常請負契約によって行われるものをいうのであるから、大工、左官、とび職、植木職、ブリキ職等でたまたま請負契約によることがあっても通常単に自己の労力を提供しこれに対する対価として賃金を受け取っているにすぎない者の行う事業については事業税を課さないものとする。

なお、その認定に当たっては、国の税務官署の取扱いに準ずるものであること。（法72の2⑧ⅩⅣ）

(8) 畜産業とは、家きん又は家畜の繁殖、育成及び畜産物の生産を目的とした事業をいうものであること。ただし、畜産業中、農業に付随して行われるものは、非課税の取扱いとされているのであるが、この場合において、「農業に付随して行うもの」とは、家きん又は家畜の飼育が農業に有機的に結合して一体としての経営単位をなし、かつ、畜産業収入が農業収入の一部にすぎない程度のものをいうものであること。したがって、農耕用等の使用にあてている家きん又は家畜を飼育するものは、畜産業に該当しないものであること。（法72の2⑨Ⅰ）

(9) 水産業とは、海洋、河川、湖沼等により魚、貝又は海藻類の捕獲採取、養殖及びこれらのものの加工をなす事業をいうものであるが、特にその為の施設を設けないで行う収獲魚類の乾燥、塩蔵等の原始加工を行う部門をも含むものであること。（法72の2⑨Ⅱ）

(10) 第2種事業で主として自家労力を用いて行うものが第2種事業の課税客体から除外することとされているのは、第2種事業の原始産業たる性格にかんがみ、特に零細なものにまで課税の範囲を拡げることは不相当であると認められたことによるものであること。したがって、その認定に当たっては、その趣旨に沿うように十分に留意するとともに、特に次の諸点に注意すること。（法72の2⑨）

ア 自家労力による稼働日数の判定は具体的には極めて困難であるが、その事業形態、収支金額、支出経費の分析等の方法により客観的に判定するように努めること。

イ 農繁期、盛漁期等に応援の目的をもってなされる近隣の手伝程度のもは雇傭労力とみなすべきものではないので、これを事業を行う者の自家労力以外の労力の計算から除外すること。

ウ 共同事業を行う場合にあっては、当該事業の共同態様、資本の有無、設備の規模等の如何にかかわらず、当該事業者個人ごとに自家労力の判定をするものであること。

(11) 個人が行う農業はすべて非課税の取扱いを受けるのであるが、農家が副業として畳表製造、藁工品製造等を行っている場合にあっては、当該副業が主として自家労力によって行われ、かつ、その収入が農業収入の総額の2分の1を超えない程度のものであるときは、非課税の取扱いをすることが適当であること。（法72の2⑨Ⅲ）

(12) 薪炭製造業には、自己所有の原木を伐採して自ら薪炭を製造販売する場合のみでなく、他から原木を仕入れて薪炭を製造販売するものを含むものであること。（令12）

(13) 薬剤師業とは、次に掲げる事業のみをいうものであり、イ及びウの医薬品以外の医薬品を販売する事業は物品販売業に該当するものであること。（法72の2⑩Ⅲ）

ア 薬剤師が薬局（薬剤師が調剤を行う場所であって、薬事法第4条第1項の規定により都道府県知事の許可を受けて開設した場所をいう。）において処方せんにしたがって調剤する事業

イ 薬剤師が薬局において薬事法第44条第1項又は第2項の毒薬又は劇薬を小分けして販売する事業

ウ 薬剤師が薬局において薬事法第29条の規定により厚生労働大臣が指定した医薬品を販売する事業

(14) 両眼の視力を喪失した者又は万国式試視力表により測定した両眼の視力（屈折異常のある者については矯正視力について測定したものをいう。）が、0.06以下である者の行うあん摩、はり、きゅう、その他の医業に類する事業を行うものに対しては、事業税を課税しないのであるが、この場合において、矯正視力とは、近視、遠視等屈折異常のある者については、その者に適応した眼鏡を使用して矯正した場合の視力をいうものであること。（法72の2⑩Ⅴ、令13）

(15) コンサルタント業には、具体的には、企業診断士、経営士、経営管理士、経営調査士、財務管理士等の名称を用いて行われる経営コンサルタント業、技術士、設計コンサルタント、建設コンサルタント等の名称を用いて行われる技術コンサルタント業のほか、美容コンサルタント業、旅行コンサルタント業等が該当するものであること。(法72の2⑩XVのⅢ)

(16) デザイン業とは、継続して、対価の取得を目的として、デザインの考案及び図上における設計又は表現を行う事業をいうものであり、ここでいうデザインには芸術活動により創作される作品は含まれないので、十分留意する必要があること。

なお、デザインには、具体的には、工業デザイン、クラフトデザイン、グラフィックデザイン、パッケージデザイン、広告デザイン、インテリアデザイン、ディスプレイ、服飾デザイン及び庭園等のデザインが該当するものであること。(法72の2⑩XVIのⅢ)

(17) 諸芸術師業とは、茶、生花、舞踊、音楽、和洋裁、角力、柔道、語学、囲碁、将棋等を対価を得て教授する事業をいうものであるが、事業所等と認められるものを有しない程度の小規模なものについては、課税しないことが適当であること。

なお、法人でない各種学校については、法人たる各種学校が収益事業以外の事業の所得について課税されないものであるのにかんがみ、その収益事業以外の事業の所得に対しては、課税しないことが適当であること。(法72の2⑩XVII)

(18) 公衆浴場業のうち特殊なものとして政令で定められているものは、具体的には「公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)」に基づく都道府県知事の価格の指定において、通常の公衆浴場入浴料金の額によっていない公衆浴場を営む事業をいうものであること。(法72の2⑩XX)

(19) 印刷製版業とは、具体的には、原画を亜鉛板、石板等に描写する印刷版画業、地図、札等の精密な描写を必要とするものを銅板に描写する銅板彫刻業、写真板の補筆修正業、木版工芸業、印刷用板の版下の整図を作成する版下整図業及び印刷版用の筆耕を行う実用書道業がこれに該当するものであること。(令14VI)

2の2 事業税の非課税の範囲の認定については、次の諸点に留意すること。

(1) 林業とは、土地を利用して養苗、造林、撫育及び伐採を行う事業をいうのであるが、養苗、造林又は撫育を伴わないで、伐採のみを行う事業は含まれないものであること。したがって、伐採のために立木を買い取ることを業とする者はいかなる意味においても林業に該当しないものであること。また、林業はしいたけ栽培、うるし採取等のいわゆる林産業とはその範囲を異にするものであること。(法72の4②I)

(2) 公益法人等については、収益事業以外の事業の所得に対しては、事業税は課されないのであるが、その認定に当たっては、国の税務官署の取扱いに準ずるものであること。(法72の5)

(3) 法第72条の5第1項第5号に規定する特定農業協同組合連合会とは、法人税法施行令第2条の2第1項第1号から第3号までに掲げる要件を満たし、かつ、同条第3項の指定を受けた農業協同組合連合会をいうものであること。(法72の5、令20)

第2節 法人の事業税

第3 事業年度

3 法人事業税の課税標準の算定期間である事業年度は、すべて法人税の課税標準の算定期間である事業年度又は連結事業年度と同一なものとされているのであるから、その取扱いについても国の税務官署の取扱いに準ずること。(法72の13②)

第4 課税標準の算定

1 付加価値額総論

4の1の1 法第72条の12第1号イの各事業年度の付加価値額とは、各事業年度の報酬給与額、純支払利子(支払利子の額の合計額から受取利子の額の合計額を控除したもの)、純支払賃借料(支払賃借料の合計額から受取賃借料の合計額を控除したもの)及び単年度損益の合計額であること。なお、受取利子の額の合計額が支払利子の額の合計額を超える場合又は受取賃借料の合計額が支払賃借料の合計額を超える場合には純支払利子又は純支払賃借料はそれぞれ零とするものであるが、単年度損益は負となる場合であっても零とはしないことに留意すること。(法72の14・72の15①・72の16①・72の17①)

)

4の1の2 各事業年度の報酬給与額、支払利子又は支払賃借料は、原則として、法人が支払う給与、利子又は賃借料のうち当該事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるものに限るものであるが、棚卸資産、有価証券、固定資産又は繰延資産に係るものについては、当該事業年度において法人が支払う給与、利子又は賃借料（法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきものに限る。）を当該事業年度の報酬給与額、支払利子又は支払賃借料とするものであること。また、各事業年度の受取利子又は受取賃借料は、法人が支払いを受ける利子又は賃借料のうち当該事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上益金の額に算入されるものに限るものであること。（法72の15・72の16①・72の17①、令20の2の2・20の2の5・20の2の6・20の2の9）

4の1の3 報酬給与額、純支払利子又は純支払賃借料の計算に当たっては、消費税及び地方消費税（以下4の1の3において「消費税等」という。）を除いた金額を基礎とするものであること。したがって、例えば、派遣契約料に消費税等が含まれている場合には、派遣契約料から当該消費税等相当額を控除した額に75%を乗じた額が派遣先法人の報酬給与額となるものであること。

4の1の4 組合（共同企業体（JV）を含む。以下4の1の4及び4の2の16において同じ。）の各事業年度の給与、利子又は賃借料については、その分配割合に基づいて各組合員に分配したもののうち法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるものを、各組合員の報酬給与額、純支払利子又は純支払賃借料として取り扱うものとする。

2 報酬給与額の算定

4の2の1 法第72条の15第1項に規定する報酬給与額とは、雇用関係又はこれに準ずる関係に基づいて提供される労務の提供の対価として支払われるものをいうのであり、定期・定額で支給されるものと不定期・業績比例で支給されるものとを問わず、また、給料、手当、賞与等その名称を問わないものであること。（法72の15①）

4の2の2 報酬給与額の対象となる役員又は使用人には、非常勤役員、契約社員、パートタイマー、アルバイト又は臨時雇いその他名称を問わず、雇用関係又はこれに準ずる関係に基づき労務の提供を行う者の全てが含まれるものであること。（法72の15①）

4の2の3 4の2の1の報酬給与額とは、原則として、所得税において給与所得又は退職所得とされるものをいい、所得税において事業所得、一時所得、雑所得又は非課税所得とされるものは報酬給与額とはならないものであること。ただし、いわゆる企業内年金制度に基づく年金や、死亡した者に係る給料・退職金等で遺族に支払われるものについては、その性格が給与としての性質を有すると認められることから、所得税において給与所得又は退職所得とされない場合であっても、報酬給与額として取り扱うものとする。こと。（法72の15①I）

4の2の4 4の2の3本文にかかわらず、内国法人が外国において勤務する役員又は使用人に対して支払う給与は、当該役員又は使用人が所得税法に規定する非居住者であっても、報酬給与額となるものであること。この場合において、実費弁償の性格を有する手当等を支給しているときは、当該手当等の額は、報酬給与額に含めないものとする。

なお、当該役員又は使用人が外国で勤務する場所が恒久的施設に該当する場合には、当該給与は、当該法人の外国の事業に帰属する報酬給与額となるものであること。

4の2の5 請負契約に係る代金は、労務の提供の対価ではなく、仕事の完成に対する対価であることから、報酬給与額に含めないものとする。

なお、名目上請負契約とされている場合であっても、仕事を請け負った法人の使用人が注文者である法人の事務所等において役務の提供をしており、その状況が当該使用人と注文者である法人との間の雇用関係又はこれに準ずる関係であると認められるときは、当該使用人に対する労務の提供の対価に相当する金額は、注文者である法人の報酬給与額として取り扱うことに留意すること。（法72の15①I）

4の2の6 法人が役員又は使用人のために給付する金銭以外の物又は権利その他経済的利益の取扱いについては、次の諸点に留意すること。（法72の15①I）

（1）所得税において給与所得又は退職所得として課税され、かつ、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入される場合に限り、報酬給与額に含まれるものであること。（法72の15①I）

（2）法人が賃借している土地又は家屋を当該法人の役員又は使用人に社宅等として賃貸している場合の当該社宅等に係る賃借料については、4の4の8（1）において支払賃借料又は受取賃借料とされて

いることから、4の2の6（1）にかかわらず、所得税において給与所得又は退職所得として課税される場合であっても、報酬給与額には含めないものとする。

4の2の7 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする養老保険（被保険者の死亡又は生存を保険事故とする生命保険をいい、傷害特約等の特約が付されているものを含む。）、定期保険（一定期間内における被保険者の死亡を保険事故とする生命保険をいい、傷害特約等の特約が付されているものを含む。）又は定期付養老保険（養老保険に定期保険を付したものをいう。）等に参加してその保険料を支払う場合には、当該保険料の額のうち所得税において給与所得又は退職所得として課税されるものは報酬給与額とするものであること。（法72の15①I）

4の2の8 通勤手当及び在勤手当のうち報酬給与額とされないものは、所得税において非課税とされる額に相当する金額であることに留意すること。（法72の15①I、令20の2の3）

4の2の9 法人が役員又は使用人のために支出する掛金等のうち報酬給与額となるものは次に掲げるものであること。（法72の15①II、令20の2の4①）

（1）独立行政法人勤労者退職金共済機構又は特定退職金共済団体が行う退職金共済制度に基づいてその被共済者のために支出する掛金（特定退職金共済団体の要件に反して支出する掛金を除くものとし、中小企業退職金共済法第53条（従前の積立事業についての取扱い）の規定により独立行政法人退職金共済機構に納付する金額を含む。）

（2）確定給付企業年金法に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて加入者のために支出する掛金等（当該掛金等のうち加入者が負担する掛金が含まれている場合には当該加入者が負担する掛金相当額を除くものとし、積立不足に伴い拠出する掛金、実施事業所の増減に伴い拠出する掛金、確定給付企業年金の終了に伴い一括して拠出する掛金、資産の移管に伴い一括して拠出する掛金及び積立金の額が給付に関する事業に要する費用に不足する場合に拠出する掛金を含む。）

（3）確定拠出年金法に規定する企業型年金規約に基づいて企業型年金加入者のために支出する同法第3条第3項第7号に規定する事業主掛金（同法第54条第1項の規定により移換する確定拠出年金法施行令第22条第1項第5号に掲げる資産を含む。）

（4）勤労者財産形成促進法に規定する勤労者財産形成給付金契約に基づいて信託の受益者等のために支出する同法第6条の2第1項第1号に規定する信託金等

（5）勤労者財産形成促進法に規定する勤労者財産形成基金契約に基づいて、信託の受益者等のために支出する信託金等及び同法第6条の3第3項第2号に規定する勤労者について支出する同項第1号に規定する預入金等の払込みに充てるために同法第7条の20の規定により支出する金銭

（6）厚生年金保険法の規定により厚生年金基金の事業主として負担する掛金等（いわゆる厚生年金代行部分を除く。）

（7）法人税法附則第20条第3項に規定する適格退職年金契約に基づいて支出する掛金等（当該掛金等のうち受益者等が負担する掛金等が含まれている場合における当該受益者等が負担する掛金等相当額を除くものとし、また、適格退職年金契約の要件に反して支出する掛金等を除く。）

4の2の10 特定退職金共済団体の要件に反して支出する掛金又は適格退職年金契約の要件に反して支出する掛金等は、法第72条の15第1項第2号の掛金等には該当しないものであるが、所得税においてその拠出段階で給与所得又は退職所得として課税されることから、拠出する事業年度における報酬給与額となるものであることに留意すること。（法72の15①）

4の2の11 4の2の9にかかわらず、法人が役員又は使用人のために支出する掛金等のうち次に掲げるものは報酬給与額とならないものであること。（法72の15①II、令20の2の4②）

（1）厚生年金基金制度への移行に伴う積立金の移管に係る金額

（2）確定給付企業年金制度への移行に伴う積立金の移管に係る金額

（3）転籍等に伴う適格退職年金制度間の積立金の移管に係る金額

（4）特定退職金共済制度への移行に伴う積立金の移管に係る金額

（5）運用機関間の積立金の移管に係る金額

（6）企業型確定拠出年金への移行に伴う積立金の移管に係る金額

（7）4の2の11（6）の移管の場合において、いったん返還された金額のうち適格退職年金に係る過去勤務債務等の現在額に充てる額

4の2の12 4の2の9にかかわらず、年金給付及び一時金等の給付に充てるため以外の目的で支出する事務費掛金等は、報酬給与額に含めないものとする。

4の2の13 法人が退職給付信託を設定し、当該信託財産より確定給付企業年金契約の掛金等が拠出された場合には、当該退職給付信託を設定した法人により掛金等の支払いが行われたものとして取り扱うこと。（法72の15①Ⅱ）

4の2の14 法人の役員又は使用人が他の法人に出向した場合において、当該出向した役員又は使用人（以下4の2の14において「出向者」という。）の給与（退職給与その他これに類するものを除く。以下4の2の14において同じ。）については、当該給与の実質的負担者の報酬給与額とし、出向者の退職給与その他これに類するものについては、当該退職給与その他これに類するものの形式的支払者の報酬給与額とするものであるが、その具体的取扱いに当たっては、次の諸点に留意すること。（法72の15）

（1）出向者に対する給与を出向元法人（出向者を出向させている法人をいう。以下4の2の14において同じ。）が支給することとしているため、出向先法人（出向元法人から出向者の出向を受けている法人をいう。以下4の2の14において同じ。）が自己の負担すべき給与に相当する金額（経営指導料等の名義で支出する金額を含む。以下4の2の14において「給与負担金」という。）を出向元法人に支出したときは、当該給与負担金は、出向先法人における報酬給与額として取り扱うものとし、当該給与負担金に相当する額は、出向元法人の報酬給与額として取り扱わないものとする。

（2）出向元法人が出向先法人との給与条件の較差を補てんするため出向者に対して支給した給与（出向先法人を経て支給した金額を含む。）は、当該出向元法人における報酬給与額として取り扱うものとする。したがって、例えば、出向先法人が経営不振等で出向者に賞与を支給することができないため出向元法人が当該出向者に対して支給する賞与の額は、当該出向元法人における報酬給与額となるものであること。

（3）出向先法人が、出向元法人に対して、出向者に支給すべき退職給与その他これに類するものの額に充てるため、あらかじめ定めた負担区分に基づき、当該出向者の出向期間に対応する退職給与の額として合理的に計算された金額を定期的に支出している場合には、その支出する金額は当該出向先法人の報酬給与額として取り扱わないものとする。

ただし、出向元法人が確定給付企業年金契約等を締結している場合において、出向先法人があらかじめ定めた負担区分に基づきその出向者に係る掛金、保険料等（過去勤務債務等に係る掛金及び保険料等を含む。）の額を出向元法人に支出したときは、当該支出した金額は当該出向先法人の報酬給与額として取り扱うものとする。

4の2の15 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項又は船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第66条第1項に規定する労働者派遣契約又は船員派遣契約に基づき労働者派遣又は船員派遣を受けた法人は、派遣契約料の75%に相当する金額が報酬給与額となり、労働者派遣又は船員派遣をした法人は、派遣契約料の75%（派遣労働者又は派遣船員（以下4の2の15及び4の6の9において「派遣労働者等」という。）に支払う給与等の額を限度とする。）に相当する金額が報酬給与額に含まれないものであるが、その取扱いに当たっては、次の諸点に留意すること。（法72の15②）

（1）派遣契約料には、当該派遣労働者等に係る旅費等が含まれるものであること。

（2）派遣労働者等が派遣元法人の業務にも従事している場合には、法第72条の15第2項第2号の派遣労働者等に係る同項各号に掲げる金額の合計額には、当該派遣労働者等に支払う給与等の額のうち当該派遣元法人の業務に係るものは含まれないものであること。

4の2の16 4の1の4の場合において、組合の組合員が、自社の社員を当該組合に出向させ、雇用関係又はこれに準ずる関係に基づき自社から給与を一括して当該職員に支払っている場合についても、同様の取扱いとすること。ただし、組合員から組合に社員を出向させる際の給与に関する協定（以下4の2の16において「給与協定」という。）が締結されている場合において、各組合員が給与として当該職員に実際に支払った額と給与協定に基づき定められた額に差額が生じる場合には、各組合員の報酬給与額にその差額分を加減算すること。

3 純支払利子の算定

4の3の1 法第72条の16第2項に規定する支払利子には、主として次に掲げるものが該当することに留意すること。（法72の16②、令20の2の7）

（1）借入金の利息

（2）社債の利息

- (3) 社債の発行その他の事由により金銭債務に係る債務者となった場合に、当該金銭債務に係る収入額がその債務額に満たないときにおけるその満たない部分の金額（法人税法第136条の2第1項の規定により損金の額に算入されるものに限る。）
- (4) コマーシャル・ペーパーの券面価額から発行価額を控除した金額
- (5) 受取手形の手形金額と当該受取手形の割引による受領金額との差額を手形売却損として処理している場合の当該差額（手形に含まれる金利相当額を会計上別処理する方式を採用している場合には、手形売却損として帳簿上計上していない部分を含む。）
- (6) 買掛金を手形によって支払った場合において、相手方に対して当該手形の割引料を負担したときにおける当該負担した割引料
- (7) 従業員預り金、営業保証金、敷金その他これらに準ずる預り金の利息
- (8) 金融機関の預金利息
- (9) コールマネーの利息
- (10) 信用取引に係る利息
- (11) 現先取引及び現金担保付債券貸借取引に係る利息相当額
- (12) 利子税並びに地方税法第65条、第72条の45の2及び第327条の規定により徴収される延滞金

4の3の2 法第72条の16第3項に規定する受取利子には、主として次に掲げるものが該当することに留意すること。（法72の16③、令20の2の8）

- (1) 貸付金の利息
- (2) 国債、地方債及び社債（会社以外の法人が特別の法律により発行する債券で利付きのものを含む。）の利息
- (3) 法人税法施行令第119条の14に規定する償還有価証券（コマーシャル・ペーパーを含む。）の調整差益
- (4) 売掛金を手形によって受け取った場合において、相手方が当該手形の割引料を負担したときにおける当該負担した割引料
- (5) 営業保証金、敷金その他これらに準ずる預け金の利息
- (6) 金融機関等の預貯金利息及び給付補てん備金
- (7) コールローンの利息
- (8) 信用事業を営む協同組合等から受ける事業分量配当のうち当該協同組合等が受け入れる預貯金（定期積金を含む。）の額に応じて分配されるもの
- (9) 相互会社から支払いを受ける基金利息
- (10) 生命保険契約（共済契約で当該保険契約に準ずるものを含む。）に係る据置配当の額及び未収の契約者配当の額に付されている利息相当額
- (11) 損害保険契約のうち保険期間の満了後満期返戻金を支払う旨の特約がされているもの（共済契約で当該保険契約に準ずるものを含む。）に係る据置配当の額及び未収の契約者配当の額に付されている利息相当額
- (12) 信用取引に係る利息
- (13) 合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益として分配されるもの
- (14) 現先取引及び現金担保付債券貸借取引に係る利息相当額
- (15) 還付加算金

4の3の3 金利の変動に伴って生ずるおそれのある損失を減少させる目的で法人税法第61条の6の規定により繰延ヘッジ処理を行っている場合又は特例金利スワップ取引等（法人税法施行規則第27条の7第2項に規定する取引をいう。以下4の3の3において同じ。）を行っている場合の支払利子又は受取利子の計算は、当該繰延ヘッジ処理による繰延ヘッジ金額に係る損益の額又は特例金利スワップ取引等に係る受払額のうち、当該繰延ヘッジ処理又は特例金利スワップ取引等の対象となった資産等に係る支払利子の額又は受取利子の額に対応する部分の金額を加算又は減算した後の金額を基礎とすることに留意すること。（法72の16②・③、令20の2の7・20の2の8）

4の3の4 法人税法第63条に規定する長期割賦販売等契約（これらに類する契約を含む。）によって購入又は販売した資産に係る割賦期間分の利息相当額は、契約書等において購入代価又は販売代価と割賦期間分の利息相当額とが明確かつ合理的に区分されているときは、支払利子及び受取利子として取り扱うも

のとする事。 (法72の16②・③、令20の2の7・20の2の8)

4の3の5 法人税法施行令第136条の3第1項の規定によりリース取引の目的となる資産の売買があったものとされるリース取引に係るリース料の額の合計額のうち利息相当額は、契約書等において当該リース資産の賃貸人における取得価額と当該利息相当額とが明確かつ合理的に区分されているときは、支払利子及び受取利子として取り扱うものとする事。 (法72の16②・③、令20の2の7・20の2の8)

4の3の6 法人税法施行令第136条の3第2項の規定により金銭貸借とされるリース取引に係る各事業年度のリース料の額のうち通常の金融取引における元本と利息の区分計算の方法に準じて合理的に計算された利息相当額は支払利子及び受取利子として取り扱うものとする事。この場合において、リース料の額のうち元本返済額が均等に含まれているものとして利息相当額を計算しても差し支えないものである事。 (法72の16②・③、令20の2の7・20の2の8)

4の3の7 貿易商社が支払う輸入決済手形借入金の利息は、それが委託買付契約に係るもので、その利息相当額を委託者に負担させることとしている場合であっても、当該貿易商社の支払利子となるものである事。この場合において、当該委託買付契約において当該利息相当額が明確かつ合理的に区分されているときは、当該利息相当額は当該委託者の支払利子及び当該貿易商社の受取利子として取り扱うものとする事に留意する事。 (法72の16②・③、令20の2の7・20の2の8)

4の3の8 遅延損害金 (借入金の返済が遅れた場合に、遅延期間に応じて一定の利率に基づいて算定した上で支払うものをいう。)は、支払利子及び受取利子として取り扱うものとする事。 (法72の16②・③、令20の2の7・20の2の8)

4の3の9 売上割引料 (売掛金又はこれに準ずる債権について支払期日前にその支払いを受けたことにより支払うものをいう。)は、支払利子及び受取利子として取り扱わないものとする事。 (法72の16②・③、令20の2の7・20の2の8)

4の3の10 国債、地方債又は社債 (会社以外の法人が特別の法律により発行する債券で利付きのものを含む。)をその利息の計算期間の中途において購入した法人が支払った経過利息に相当する金額 (購入直前の利払期からその購入の時までの期間に応じてその債券の発行条件たる利率により計算される額をいう。以下4の3の10において同じ。)は、支払利子として取り扱わないものとする事。この場合において、法人が支払った経過利息に相当する金額を前払金として経理したときには、その債券の購入後最初に到来する利払期において支払いを受ける利息の額から、当該前払金額を差し引いた金額が受取利子の額となるものである事。

なお、経過利息に相当する金額を受け取った法人が、当該金額を利息として経理した場合には、当該金額は受取利子として取り扱うものとする事に留意する事。 (法72の16②・③、令20の2の7・20の2の8)

4の3の11 金銭債権を、その債権金額と異なる金額で取得した場合において、その債権金額とその取得価額との差額に相当する金額 (実質的な贈与と認められる部分の金額を除く。以下4の3の11において「取得差額」という。)の全部又は一部が金利の調整により生じたものと認められるときは、当該金銭債権に係る支払期日までの期間の経過に応じ、利息法又は定額法に基づき当該取得差額の範囲内において金利の調整により生じた部分の金額については、受取利子として取り扱うものとする事。 (法72の16①・③、令20の2の7・20の2の8)

4 純支払賃借料の算定

4の4の1 法第72条の17第2項に規定する支払賃借料及び同条第3項に規定する受取賃借料の対象となる土地又は家屋には、これらと一体となって効用を果たす構築物又は附属設備が含まれることから、固定資産税における土地又は家屋のほか、土地又は家屋に構築物が定着し、又は設備が附属し、かつ、土地又は家屋とこれらの構築物等が一体となって取引されている場合には、これらの構築物等を含むものである事。したがって、例えば、土地又は家屋の賃貸借契約と構築物等の賃貸借契約とが別個の独立した契約である場合には、当該構築物等の賃借料は支払賃借料及び受取賃借料とはならないものである事。

ただし、形式的に土地又は家屋の賃貸借契約と構築物等の賃貸借契約とが別個の契約とされている場合であっても、当該構築物等と土地又は家屋とが物理的に一体となっている場合など、当該構築物等と土地又は家屋とが独立して賃貸借されないと認められるときは、当該構築物等の賃借料は支払賃借料及び受取賃借料となる事に留意する事。 (法72の17②・③)

4の4の2 支払賃借料及び受取賃借料の対象となる土地又は家屋の使用又は収益を目的とする権利とは、地上権、地役権、永小作権、土地又は家屋に係る賃借権、土地又は家屋に係る行政財産を使用する権利等をいい、鉱業権、土石採取権、温泉利用権、質権、留置権、抵当権等はこれに含まれないものであること。（法72の17②・③）

4の4の3 土地又は家屋の賃借権等（土地又は家屋の使用又は収益を目的とする権利をいう。4の4の3から4の4の8までにおいて同じ。）の対価の額は、当該土地又は家屋を使用又は収益できる期間が連続して1月以上であるものに限り、支払賃借料及び受取賃借料となるものであること。

なお、使用又は収益できる期間の判定は、契約等において定められた期間によるものとするが、当該期間が連続して1月に満たない場合であっても、実質的に当該使用又は収益することのできる期間が連続して1月以上となっていると認められる場合には、支払賃借料又は受取賃借料となるものであること。（法72の17②・③）

4の4の4 土地又は家屋の賃借権等の設定に係る権利金その他の一時金（更新料を含む。）は、支払賃借料及び受取賃借料として取り扱わないものとする。

なお、権利金等の名目であっても、契約等において賃借料の前払相当分が含まれていると認められる場合には、当該前払相当分は支払賃借料及び受取賃借料となるものであることに留意すること。（法72の17②・③）

4の4の5 土地又は家屋の賃借権等に係る役務の提供の対価の額と当該土地又は家屋の賃借権等の対価の額とが、契約等において明確かつ合理的に区分されていない場合には、当該役務の提供の対価に相当する額は支払賃借料及び受取賃借料となるものであること。（法72の17②・③、令20の2の10）

4の4の6 土地又は家屋を使用又は収益するに当たり、その賃借料の全て又は一部が契約等において賃借人の事業に係る売上高等に応じたものとされている場合であっても、土地又は家屋の賃借権等の対価の額と認められる限り、支払賃借料及び受取賃借料となるものであること。（法72の17②・③）

4の4の7 土地又は家屋の明渡しの遅滞により賃借人が賃貸人に支払う違約金等（土地又は家屋の賃借権等の対価としての性質を有するものに限る。）は支払賃借料及び受取賃借料として取り扱うものとする。（法72の17②・③）

4の4の8 支払賃借料及び受取賃借料の取扱いに当たっては、4の4の1から4の4の7までに掲げるもののほか、次の諸点に留意すること。（法72の17②・③）

（1）法人が賃借している土地又は家屋を当該法人の役員又は使用人に社宅等として賃貸している場合には、当該法人が支払う賃借料は当該法人の支払賃借料となり、役員又は使用人から支払いを受ける賃借料は当該法人の受取賃借料となるものであること。

（2）立体駐車場等の賃借料については、当該立体駐車場等が固定資産税において家屋に該当しないものであっても、当該立体駐車場等が土地と一体となっていると認められる場合には、土地又は家屋の賃借権等の対価の額にあたるものとして支払賃借料及び受取賃借料として取り扱うものとする。

（3）法人が自ら保有し、又は賃借している土地又は家屋に、構築物又は附属設備を別途賃借して設置した場合の当該構築物等の賃借料は、当該法人の支払賃借料及び構築物等を賃貸した者の受取賃借料とならないものであること。

（4）高架道路等の構築物については、高架下において別の土地の利用が可能であるから、土地又は家屋の賃借権等と当該構築物が別個に取り引されている場合には、当該構築物の賃借料は支払賃借料及び受取賃借料とならないものであること。

（5）荷物の保管料については、契約等において1月以上荷物を預け、一定の土地又は家屋を使用又は収益していると認められる場合には、土地又は家屋の賃借権等の対価の額にあたるものとして支払賃借料又は受取賃借料となるものであること。

（6）法人が自己の商品を他の法人の店舗等において販売するに当たり、いわゆる消化仕入契約（実際に販売された商品のみを仕入れたこととする契約で、自己の商品を販売する法人に対し売上の一定割合を控除した残額が支払われるものをいう。）に基づき販売しており、土地又は家屋の賃借権等の対価に相当する額が、法人税の所得又は連結所得の計算上、自己の商品を販売する法人の損金の額及び他の法人の益金の額に算入されていない場合には、売上から控除される土地又は家屋の賃借権等の対価に相当する額は自己の商品を販売する法人の支払賃借料及び他の法人の受取賃借料とならないものであること。

（7）土地又は家屋の賃借権等に係る契約等において、水道光熱費、管理人費その他の維持費を共益費等

として支払っており、賃借料と当該共益費等とが明確かつ合理的に区分されている場合には、当該共益費等は支払賃借料及び受取賃借料として取り扱わないものとする。

- (8) 土地又は家屋に係る取引であっても、4の3の5の資産の売買があったものとされるリース取引及び4の3の6の金銭貸借とされるリース取引に係るリース料は支払賃借料及び受取賃借料として取り扱わないものとする。

5 単年度損益の算定

4の5の1 各事業年度の単年度損益の算定については、法令に特別の定めがある場合を除くほか、法人税の課税標準である所得の計算の例又は法人税の課税標準である連結所得に係る個別所得金額の計算の例によること。

なお、単年度損益の算定に当たっては、所得割の課税標準の算定と異なり、欠損金額の繰越控除に関する法人税法第57条及び第57条の2の規定、災害による棚卸資産等の損失の金額に係る欠損金額の繰越控除に関する同法第58条の規定並びに連結欠損金額の繰越控除に関する同法第81条の9及び第81条の9の2の規定の例によらないことに留意すること。(法72の18)

4の5の2 令第20条の2の11の規定により読み替えて適用される法人税法第59条の規定による会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入については、次の諸点に留意すること。(法72の18、令第20条の2の11)

- (1) 対象となる欠損金額は、適用事業年度末における前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額であり、適用事業年度において法人税法第57条又は同法第58条の規定により損金の額に算入される欠損金額は控除を行わないものであること。
- (2) 法人税の課税標準である所得又は連結所得の算定に当たり当該制度の適用を受けない場合であっても、単年度損益の算定に当たっては当該制度の適用を受ける場合があること。
- (3) 事業税の確定申告書に損金算入に関する明細の記載があり、かつ、その事実を証する書類として法人税法施行規則第27条に掲げる書類の添付がある場合に限り適用されること。ただし、都道府県知事が明細の記載又は書類の添付がなかったことについてやむを得ないと認めるときはこの限りでないこと。

4の5の3 法第72条の41の2の規定によって道府県知事が自主決定をする法人の単年度損益の具体的な算定についても、おおむね、国の税務官署の取扱いに準ずるものであること。(法72の18①)

6 資本金等の額の算定

4の6の1 法第72条の12第1号口の各事業年度の資本金等の額とは、各事業年度終了の日における法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額によるものであり、これらの具体的な算定については、法人税の例によるものであるが、外国法人の各事業年度の資本金等の額については、当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値により換算した円換算額によるものであること。なお、電信売買相場の仲値は、原則として、その法人の主たる取引金融機関のものによることとするが、その法人が、同一の方法により入手等をした合理的なものを継続して使用している場合には、これによることを認めるものであること。(法72の21①)

4の6の2 内国法人の資本金等の額の算定については、次に掲げる順序により行うこと。

- (1) 収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額の算定(令第20条の2の23①)
- (2) 一定の要件を満たす持株会社の資本金等の額の算定(法72の21③、令第20条の2の19・20の2の20)
- (3) 外国の事業以外の事業に係る資本金等の額の算定(法72の22①、令第20条の2の21)
- (4) 非課税事業以外の事業に係る資本金等の額の算定(令第20条の2の23②)
- (5) 4の6の2(1)から(4)までの計算の結果が1,000億円を超えている場合における資本金等の額の算定(法72の21④・⑤)

4の6の3 外国法人の資本金等の額の算定については、次に掲げる順序により行うこと。

- (1) 外国の事業以外の事業に係る資本金等の額の算定(法72の22②、令第20条の2の22)
- (2) 収入金額課税事業又は非課税事業以外の事業に係る資本金等の額の算定(令第20条の2の23③)
- (3) 4の6の3(1)及び(2)の計算の結果が1,000億円を超えている場合における資本金等の額の算定(法72の21④・⑤)

4の6の4 法第72条の21第3項第1号に規定する総資産の帳簿価額（以下4の6の4から4の6の6まで及び4の6の8において「総資産の帳簿価額」という。）の計算については、次によること。（法72の21③I）

- (1) 貸借対照表に計上されている繰越欠損金の額がある場合には、当該繰越欠損金の額に相当する金額は、総資産の帳簿価額に含まれないものであること。
- (2) 支払承諾見返勘定又は保証債務見返勘定のように単なる対照勘定として貸借対照表の資産及び負債の部に両建経理されている金額がある場合には、当該資産の部に経理されている金額は、総資産の帳簿価額から控除すること。
- (3) 貸倒引当金勘定の金額が、金銭債権から控除する方法により取立不能見込額として貸借対照表に計上されている場合にはその控除前の金額を、注記の方法により取立不能見込額として貸借対照表に計上されている場合にはこれを加算した金額を、それぞれの金銭債権の帳簿価額とすること。
- (4) 退職給付信託における信託財産の額が、退職給与引当金勘定の金額と相殺されて貸借対照表の資産の部に計上されず、注記の方法により貸借対照表に計上されている場合には、当該信託財産の額を加算した金額を総資産の帳簿価額とすること。
- (5) 貸借対照表に計上されている返品債権特別勘定の金額（売掛金から控除する方法により計上されているものを含む。）がある場合には、これらの金額を控除した残額を売掛金の帳簿価額とすること。
- (6) 貸倒損失が金銭債権から控除する方法により取立不能見込額として貸借対照表に計上されている場合には、これを控除した残額を金銭債権の帳簿価額とすること。
- (7) 貸借対照表に計上されている補修用部品在庫調整勘定又は単行本在庫調整勘定の金額がある場合には、これらの金額を控除した残額を当該補修用部品在庫調整勘定又は単行本在庫調整勘定に係る棚卸資産の帳簿価額とすること。

4の6の5 法人が税効果会計を適用している場合において、貸借対照表に計上されている繰延税金資産の額があるときは、当該繰延税金資産の額は、総資産の帳簿価額に含めるものとする。こと。（法72の21③I）

4の6の6 法人が税効果会計を適用している場合には、総資産の帳簿価額から控除する利益又は剰余金の処分による圧縮積立金又は特別償却準備金の金額は、貸借対照表に計上されている圧縮積立金勘定又は特別償却準備金勘定の金額とこれらの勘定に係る繰延税金負債の額との合計額となること。

なお、当該繰延税金負債が繰延税金資産と相殺されて貸借対照表に計上されている場合には、その相殺後の残額となることに留意すること。この場合、その相殺については、圧縮積立金勘定又は特別償却準備金勘定に係る繰延税金負債の額が繰延税金資産の額とまず相殺されたものとして取り扱うこと。（法72の21③I）

4の6の7 法第72条の21第3項第2号に規定する特定子会社の判定に当たっては、次の諸点に留意すること。（法72の21③II）

- (1) 特定子会社は、内国法人に限らないものであり、外国法人も含めるものとする。
- (2) 内国法人の特定子会社が他の法人の発行済株式等の総数の100分の50を超える数の株式等を直接又は間接に保有している場合には、当該他の法人は当該内国法人の特定子会社に該当するものであること。したがって、例えば、ある内国法人が他の法人の発行済株式等の総数の100分の51の数の株式等を保有し、当該他の法人が別の法人の発行済株式等の総数の100分の51の数の株式等を保有している場合には、当該別の法人は、当該他の法人の特定子会社に該当するとともに当該内国法人の特定子会社にも該当するものであること。
- (3) 法第72条の21第3項第2号に規定する他の法人が有する自己の株式又は出資の数は、当該他の法人の発行済株式又は出資の総数だけでなく、同号の当該内国法人が直接又は間接に保有する株式又は出資の数にも含まれないものであること。

4の6の8 内国法人について、当該内国法人の特定子会社に対する貸付金がある場合又は当該特定子会社の発行する社債を保有している場合には、当該内国法人が当該特定子会社の株式等を直接保有しているか否かにかかわらず、当該貸付金等は当該内国法人の総資産の帳簿価額には含まれないものであること。（令20の2の19V）

なお、内国法人が特定子会社に対し、外国政府等を通じて間接に金銭の貸付けを行っている場合において、当該外国政府等が当該内国法人から貸し付けられた金銭の額と同額の貸付けを当該特定子会社に対して行うことが契約等において明示されている場合には、当該貸付金は当該内国法人の総資産の帳簿価額に

は含めないものとする。

4の6の9 非課税事業又は収入金額課税事業とこれらの事業以外の事業（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に限る。以下この章において「所得等課税事業」という。）とを併せて行う法人の資本金等の額のあん分の基準となる従業者数については、以下の取扱いによるものであること。（令20の2の23）

（1）従業者とは、当該法人の事務所等に使用される役員又は使用人であり、原則として、当該法人から報酬、給料、賃金、賞与、退職手当その他これらの性質を有する給与を支払われるものをいうものであること。したがって、非常勤役員、契約社員、パートタイマー、アルバイト又は臨時雇いその他名称を問わず、原則として雇用関係又はこれに準ずる関係に基づき労務の提供を行う者の全てが含まれるものであること。

（2）4の6の9（1）にかかわらず、次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる法人の従業者として取り扱うものとする。

ア 派遣労働者等（イに掲げる者を除く。） 派遣先法人

イ 派遣元法人の業務にも従事する派遣労働者等 派遣先法人及び派遣元法人

ウ 法人（出向先法人）の業務に従事するため、他の法人（出向元法人）から出向している従業者（エに掲げる者を除く。） 当該法人

エ 法人（出向先法人）の業務に従事するため、他の法人（出向元法人）から出向している従業者で、当該他の法人の業務にも従事するもの 当該法人及び当該他の法人

オ 4の2の5なお書により注文者である法人との間の雇用関係又はこれに準ずる関係があると認められた仕事を請け負った法人の使用人 当該注文者である法人

（3）4の6の9（1）及び（2）にかかわらず、次に掲げる者については、当該法人の従業者として取り扱わないものとする。

ア その勤務すべき施設が事務所等に該当しない場合の当該施設の従業者（例えば常時船舶の乗組員である者、現場作業所等の従業者）

イ 病気欠勤者又は組合専従者等連続して1月以上の期間にわたってその本来勤務すべき事務所等に勤務しない者

（4）従業者数は、事業年度終了の日（仮決算による中間申告の場合にあっては、事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在におけるそれぞれの事業の従業者数をいうものであり、法第72条の48第4項第3号ただし書及び同条第5項のような計算は行わないものであること。

（5）それぞれの事業に区分することが困難な従業者の数については、それぞれの事業の従事者として区分されたもの数又は所得等課税事業の付加価値額及び所得の算定に用いた最も妥当と認められる基準によってあん分するものとする。

この場合において、それぞれの事業の従業者数についてその数に1人に満たない端数を生じた場合には、これを1人とするものであること。

7 所得の算定

4の7の1 益金とは、法令により別段の定めのあるもののほか、資本等取引以外において、純資産増加の原因となるべき一切の事実をいい、損金とは、法令により別段の定めのあるもののほか、資本等取引以外において純資産減少の原因となるべき一切の事実をいうものであること。

また、個別帰属益金額とは、各連結事業年度の益金の額のうち当該連結法人（連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある法人をいう。以下この章において同じ。）に帰せられるものの合計額をいい、個別帰属損金額とは、各連結事業年度の損金の額のうち当該連結法人に帰せられるものの合計額をいうものであること。（法72の23①、法人税法81の18①参照）

4の7の2 各事業年度の所得の算定については、法令に特別の定めがある場合を除くほか、法人税の課税標準である所得の計算の例又は法人税の課税標準である連結所得に係る個別所得金額の計算の例によること。なお、法人税法の規定による青色申告書を提出する法人の所得の算定も法人税の所得の計算の例によるものであるから青色申告書の提出が取り消された場合において、これに基づいて国の税務官署の更正又は決定が行われるときは、これを基準としてその所得を更正又は決定するものであること。（法72の23①）

4の7の3 法第72条の41の規定によって道府県知事が自主決定をする法人の所得の具体的算定につい

ても、おおむね、国の税務官署の取扱いに準ずるものであること。(法72の23①)

4の7の4 法人の前7年以内に生じた繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額及び法人の前7年以内に生じた法人税法第58条に規定する災害による棚卸資産又は固定資産の損失の金額に係る繰越欠損金額の取扱いについては、国の税務官署の取扱いに準ずるものであるが、次の諸点に留意すること。(法72の23①・③、令20の3・21)

- (1) 個別欠損金額とは、個別帰属損金額が個別帰属益金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいい、法人税法第81条の18第1項に規定する個別欠損金額とは異なるものであること。(法72の23③)
- (2) 各事業年度における欠損金額又は個別欠損金額の繰越控除が認められるもののうち、法人税において繰戻還付が行われている場合の繰越控除の計算は、その繰戻還付が行われなかったものとして計算するものであること。(令21①)
- (3) 非課税事業又は収入金額課税事業と所得等課税事業とを併せて行う法人の所得の算定上生じた欠損金額又は個別欠損金額で、各事業年度の所得の計算上繰越控除が認められる金額は、所得等課税事業について生じた欠損金額又は個別欠損金額に限るものであること。
- (4) ア又はイに掲げる企業組織再編成が行われた場合における繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額の取扱いについても、4の7の4(2)及び(3)に留意するものであること。(法72の23①・③、令20の3・21②)

ア 被合併法人等の繰越欠損金額等の引継ぎ

適格合併等(適格合併及び合併類似適格分割型分割をいう。4の7の4イ(ア)において同じ。)が行われた場合に、被合併法人等の欠損金額又は個別欠損金額(被合併法人等の合併等事業年度以前の各事業年度(合併法人等の合併等事業年度開始の日前7年以内に開始した各事業年度に限る。)において生じた欠損金額又は個別欠損金額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額。以下4の7の4ア及びイ(ア)において「未処理欠損金額等」という。)があるときは、その未処理欠損金額等は、合併法人等の合併等事業年度以後の各事業年度における繰越控除の適用において、その未処理欠損金額等の生じた被合併法人等の事業年度開始の日の属する合併法人等の事業年度において生じた欠損金額又は個別欠損金額とみなすものであること。(法人税法57②参照)

イ 繰越欠損金額等に係る制限

(ア) 適格合併等に係る被合併法人等と合併法人等とが100分の50を超える持分関係を有し、その持分関係が合併法人等の合併等事業年度開始の日の5年前の日以後に生じている場合において、その適格合併等が共同で事業を営むためのものに該当しないときは、その被合併法人等の繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額のうち、その持分関係前に生じた欠損金額又は個別欠損金額及びその持分関係後の欠損金額又は個別欠損金額のうち特定資産の譲渡等損失額に相当する金額からなる部分の金額は、4の7の4(4)アの未処理欠損金額等に含まれないものであること。(法人税法57③参照)

(イ) 法人が特定資本関係法人(100分の50を超える持分関係にある法人をいう。)との間で当該法人が合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併、適格分割又は適格現物出資(以下4の7の4(イ)において「適格合併等」という。)を行い、かつ、その持分関係が合併等事業年度開始の日の5年前の日以後に生じている場合において、その適格合併等が共同で事業を営むためのものに該当しないときは、当該法人の繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額のうち、その持分関係前に生じた欠損金額又は個別欠損金額及びその持分関係後の欠損金額又は個別欠損金額のうち特定資産の譲渡等損失額に相当する金額からなる部分の金額は、当該法人の合併等事業年度以後の繰越控除においては、ないものとする。(法人税法57⑤参照)

4の7の5 法第72条の23第1項ただし書及び第2項の規定による医療法人又は医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会(特定農業協同組合連合会を除く。)の所得の算定については、次の諸点に留意すること。(法72の23①・②)

- (1) 「療養の給付、更生医療の給付、養育医療の給付、療育の給付又は医療の給付」とは、それぞれ次に掲げるものをいうものであること。

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)の場合にあつては、同法第3章に規定する被保険者の疾病又は負傷に関して保険者が給付する同法第63条第1項各号に掲げる給付及び同法第3条に規定

する日雇特例保険者の疾病又は負傷に関して同法第129条において準用する同法第63条第1項各号に掲げる給付

イ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の場合にあつては、同法第5条及び第19条並びに国民健康保険法施行法（昭和33年法律第193号）第44条に規定する被保険者の疾病又は負傷に関して保険者が給付する国民健康保険法第36条第1項各号に掲げる療養の給付

ウ 船員保険法（昭和14年法律第73号）の場合にあつては、同法第2章に規定する被保険者の疾病又は負傷に対し同法第28条第1項各号に掲げる療養の給付

エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）の場合にあつては、同法第3章に規定する組合員の疾病又は負傷に関して組合が給付する同法第54条第1項各号に掲げる療養の給付（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第22条第1項においてその例による場合の療養の給付を含む。）

オ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の場合にあつては、同法第3章に規定する組合員の疾病又は負傷に関して組合が給付する同法第56条第1項各号に掲げる療養の給付

カ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の場合にあつては、同法第4章に規定する加入者の疾病又は負傷に関して事業団が給付する同法第20条の規定による療養の給付

キ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）の場合にあつては、同法第10条の規定に基づく療養の給付及び同法第20条の規定に基づく更生医療の給付

ク 母子保健法（昭和40年法律第141号）の場合にあつては、同法第20条の規定に基づく養育医療の給付

ケ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の場合にあつては、同法第20条の規定に基づく療育の給付及び同法第20条第2項の規定に基づく医療の給付

コ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の場合にあつては、同法第10条の被爆者に対する医療の給付

(2) 健康保険法第85条、国民健康保険法第52条、船員保険法第28条ノ7、国家公務員共済組合法第55条の3、地方公務員等共済組合法第57条の3又は私立学校教職員共済法第20条の規定によって支給し、負担し、又は支払うべき入院時食事療養費は、保険者、組合又は事業団が支給し、又は支払うべきものに限らず、当該療養に要する費用の額としてこれらの規定により定める金額のうち、当該被保険者、組合員又は加入者が負担する標準負担額を加えたその金額が課税標準算定上の特例の適用を受けるものであること。

(3) 健康保険法第85条の2、国民健康保険法第52条の2、船員保険法第28条ノ8、国家公務員共済組合法第55条の4、地方公務員等共済組合法第57条の4又は私立学校教職員共済法第20条の規定によって支給し、負担し、又は支払うべき入院時生活療養費は、保険者、組合又は事業団が支給し、又は支払うべきものに限らず、当該療養に要する費用の額としてこれらの規定により定める金額のうち、当該被保険者、組合員又は加入者が負担する標準負担額を加えたその金額が課税標準算定上の特例の適用を受けるものであること。

(4) 健康保険法第86条、国民健康保険法第53条、船員保険法第29条、国家公務員共済組合法第55条の5、地方公務員等共済組合法第57条の5又は私立学校教職員共済法第20条の規定によって支給し、負担し、又は支払うべき保険外併用療養費は、保険者、組合又は事業団が支給し、又は支払うべきものに限らず、当該療養に要する費用の額としてこれらの規定により定める金額のうち、当該被保険者、組合員又は加入者が負担する療養費の額を加えたその金額が課税標準算定上の特例の適用を受けるものであること。

(5) 健康保険法第88条、国民健康保険法第54条の2、船員保険法第29条ノ4、国家公務員共済組合法第56条の2、地方公務員等共済組合法第58条の2又は私立学校教職員共済法第20条の規定によって支給し、負担し、又は支払うべき訪問看護療養費は、保険者、組合又は事業団が支給し、又は支払うべきものに限らず、当該療養に要する費用の額としてこれらの規定により定める金額のうち、当該被保険者、組合員又は加入者が負担する療養費の額を加えたその金額が課税標準算定上の特例の適用を受けるものであること。

(6) 健康保険法第110条、船員保険法第31条ノ2、国家公務員共済組合法第57条、地方公務員等共済組合法第59条又は私立学校教職員共済法第20条の規定によって支給し、負担し、又は支払うべき家族療養費は、保険者、組合又は事業団が支給し、又は支払うべきものに限らず、当該被保険者

- 、組合員又は加入者が負担する療養費の額を加えたその金額が課税標準算定上の特例の適用を受けるものであること。
- (7) 健康保険法第111条、船員保険法第31条ノ3、国家公務員共済組合法第57条の3、地方公務員等共済組合法第59条の3又は私立学校教職員共済法第20条の規定によって支給し、負担し、又は支払うべき家族訪問看護療養費は、保険者、組合又は事業団が支給し、又は支払うべきものに限らず、当該療養に要する費用の額としてこれらの規定により定める金額のうち、当該被保険者、組合員又は加入者が負担する療養費の額を加えたその金額が課税標準算定上の特例の適用を受けるものであること。
- (8) 健康保険法第74条、国民健康保険法第42条、船員保険法第28条ノ3、国家公務員共済組合法第55条第2項（私立学校教職員共済法第25条において国家公務員共済組合法の規定を準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法第57条第2項の規定によって被保険者又は組合員が負担する一部負担金は、保険者又は組合がなす療養の給付に要する費用の一部を被保険者又は組合員に負担させるものであり、保険者又は組合と被保険者又は組合員との間の費用分担に関する内部関係にすぎないと考えられるので医療法人又は医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会が保険者又は組合より「療養の給付につき支払を受ける金額」中には、上記の一部負担金により支払われる金額を含むものであること。
- (9) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく「医療扶助のための医療」とは同法第15条各号に掲げる医療をいい、同法の規定に基づく「出産扶助のための助産」とは同法第16条各号に掲げる助産をいうものであること。
- (10) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定に基づく医療とは、同法第29条及び第29条の2の規定に基づく医療をいうものであること。
- (11) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）の規定に基づく医療とは、同法第58条の8の規定に基づく医療をいうものであること。
- (12) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定に基づく医療とは、同法第37条の規定に基づく医療をいうものであること。
- (13) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）の規定に基づく医療とは、同法第81条の規定に基づく医療をいうものであること。
- (14) 老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定に基づく医療とは、同法第17条の規定に基づく医療をいい、同法第17条の2又は第17条の3の規定によって入院時食事療養費又は入院時生活療養費を支給することとされる老人医療受給対象者若しくは同法第17条の4の規定によって保険外併用療養費を支給することとされる老人医療受給対象者に係る療養のうち当該入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは当該保険外併用療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分（同法第28条に規定する一部負担金に相当する額を含む。）又は同法第17条の5の規定によって老人訪問看護療養費を支給することとされる老人医療受給対象者に係る指定老人訪問看護を含むものであること。この場合において、同法第32条の規定により医療、入院時食事療養費及び入院時生活療養費並びに保険外併用療養費の支給に代えて医療費を支給する場合を含む。
- (15) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定によって居宅介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定居宅サービスとは、同法第41条の規定に基づき居宅介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護に限る。）をいい、同法の規定によって介護予防サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定介護予防サービスとは、同法第53条の規定によって介護予防サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション又は介護予防短期入所療養介護に限る。）をいい、同法の規定によって施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る介護保健施設サービス又は指定介護療養施設サービスとは、同法第48条の規定に基づき施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る介護保健施設サービス又は指定介護療養施設サービスをいう。この場合において、当該指定居宅サービス、指定介護予防サービス、介護保健施設サービス又は指定介護療養施設サービスに要する費用については、居宅介護サービス費又は施設介護サービス費として市町村が支給し、又は支払うべきものに

は、各事業年度において収入することが確定した金額でその事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいうものであること。この場合において、貸倒れが生じたとき又は値引きが行われたときは、その貸倒れとなった金額又は値引きされた金額をその貸倒れの生じた日又は値引きが行われた日の属する事業年度の収入金額から控除するものであること。（法72の24の2①）

4の9の2 電気供給業の課税標準とすべき収入金額とは、原則として、電気事業会計規則による収入（電気事業会計規則の適用がない場合には、これに準ずる方法により計算した収入）とし、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者であるか否かにかかわらず、定額電灯、従量電灯、大口電灯及びその他の電灯に係る電灯料収入、業務用電力、小口電力、大口電力、その他の電力及び他の電気事業者への供給料金に係る電力料収入（新エネルギー等電気相当量（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成14年経済産業省令第119号）第1条第2項に規定する新エネルギー等電気相当量をいう。4の9の6において同じ。）に係るものを含む。）、遅取加算料金、せん用料金、電球引換料、配線貸付料、諸機器貸付料及び受託運転収入、諸工料、水力又はかんがい用水販売代等の供給雑益に係る収入及び設備貸付料収入並びに事業税相当分の加算料金等原則として電気供給業の事業収入に係るすべての収入を含むものとする。

4の9の3 電気供給業を行う法人で自ら電源開発等の事業を行うため建設仮勘定を設け、これを別個に経理している場合において、当該建設仮勘定に供給した電力に係る収入金額はいわゆる自家消費であることにかんがみ収入金額に含めないものであること。

4の9の4 ガス供給業の課税標準とすべき収入金額とは、ガス売上収入、供給雑収入（計器具の損料及び賃貸料収入を含む。）及び事業税相当分の加算料金等原則としてガス供給業（導管によるものに限る。）の事業収入に係るすべての収入を含むものとする。

なお、ガス供給業においてその製造過程に副産物として生ずるコークス又はコールタール等の副産物の製造販売は、所得等課税事業であるからそれらの売上収入は収入金額課税であるガス供給業の収入額に含めないものであること。

4の9の5 電気供給業等を行う法人が所得等課税事業を併せて行っている場合においては、もとより、課税標準の分割計算に基づく課税をなすべきであるが、この場合において両事業部門に共通する収入金額又は経費があるときは、これらの共通収入金額又は共通経費を両事業部門の売上金額等最も妥当と認められる基準によってあん分した額をもって所得等課税事業の付加価値額又は所得を算定するものであること。

4の9の6 電気供給業を行う法人の事業によって収入すべき金額から控除される購入電力の料金に相当する収入金額は、他の電気供給業を行う法人から供給されたもの（新エネルギー等電気相当量に係るものを含む。電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者間の地帯間販売電力に係るものを含む。）に限るのであって、地方団体、自家発電を行う者、個人の供給業者等収入割を課されないものから供給を受けたものについては控除の対象とならないものであること。（令22VI）

4の9の7 ガス供給業を行う法人の事業について収入すべき金額から控除される金額には、次に掲げる金額が含まれるので留意すること。

- (1) 収入割を課される他のガス供給業を行う法人からガスの供給を受けて供給を行う場合 その供給を受けたガスの料金として当該法人が支払うべき金額に相当する額
- (2) 可燃性天然ガスの掘採事業を行う法人から可燃性天然ガスを購入して供給を行う場合 その購入した可燃性天然ガスに対して課された鉱産税の課税標準額に相当する金額
- (3) 当該法人が可燃性天然ガスの掘採事業を併せて行う場合 その掘採した可燃性天然ガスに対して課された鉱産税の課税標準額に相当する金額

4の9の8 電気供給業等を行う法人が、需用者その他の注文によりその事業に関連する施設の工事を行う場合においては、当該工事を行う事業は所得等課税事業となるものであること。ただし、その事業の規模及び所得が主たる事業に比して些少であり、付加価値額又は所得を区分して算定することがかえってはんさである等の場合においては、当該工事により収納した金額から当該工事のため下請業者等に支出した金額を控除した金額を主たる事業の課税標準である収入金額に含めて課税することとしても差し支えないものであること。

4の9の9 一般に所得等課税と収入金額課税との両部門の事業を併せて行う法人の納付すべき事業税額は、原則として各事業部門毎にそれぞれ課税標準額及び税額を算定し、その税額の合算額によるべきものであるが、従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、したがって従たる事業が主たる事業と兼ね併せて行われているというよりもむしろ主たる事業

の附帯事業として行われていると認められる場合においては、両事業部門毎に別々に課税標準額及び税額を算定しないで従たる事業を主たる事業のうちを含めて主たる事業に対する課税方式によって課税して差し支えないものであること。

この場合において従たる事業のうち「軽微なもの」の判定は、その実態に即して行うべきものであるが、一般に当該事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、事業の経営規模の比較において他の同種類の事業と権衡を失しないものは、これに該当するものとみなして差し支えないものであること。

なお、「附帯事業」とは、主たる事業の有する性格等によって必然的にそれに関連して考えられる事業をいうのであるが、それ以外に主たる事業の目的を遂行するため、又は顧客の便宜に資する等の理由によって当該事業に伴って行われる事業をも含めて解することが適当であること。

4の9の10 生命保険会社又は外国生命保険会社等の収入金額の算定については、次の諸点に留意すること。（法72の24の2②）

(1) 保険料は、現実に収入された事業年度の収入金額に算入するものであること。したがって、法人が未収保険料として経理しているものについても、もとよりこれが収入された場合においてこれを収入金額に算入するものであること。

なお、法人が未経過保険料として経理しているものについてもこれが収入された事業年度の収入金額に算入するものであること。

(2) 個人保険、貯蓄保険、団体保険及び団体年金保険の区分については、具体的には、保険業法（平成7年法律第105号）第3条及び第185条の規定により免許を受ける際の免許申請書に添付されるべき普通保険約款に定められた区分に基づいて行うものであること。

4の9の11 損害保険会社又は外国損害保険会社等が契約した保険の種類については、次によるものであること。

(1) 船舶保険とは、船舶自体（属具目録に記載され従物と推定されるもの（商法685条）を含む。）につき航海に関して生ずべき損害をてん補することを目的とする海上保険をいう。

(2) 運送保険とは、陸上、湖川又は港湾における運送品（商法569条参照）につき運送中に生ずることあるべき損害をてん補を目的とする損害保険をいい、運送品の所有者としての利益、運送品の到達によって得べき利益（希望利益保険）及び運送品についての運賃の取得に関する利益（運送賃利益）等を保険契約の目的とするものであるが、運送の用具についての保険（例えば自動車保険）を含まないものであること。（商法670条）

(3) 積荷保険とは、積荷について生ずべき航海上の事故による損害をてん補を目的とする海上保険をいい、積荷の価額並びに船積及び保険に関する費用を保険価額とするもの（商法819条）、積荷の到達によって得べき利益又は報酬の保険（希望利益保険）（商法820条）をいうものであること。

(4) 自動車損害賠償責任保険とは、自動車損害賠償保障法第3章に規定する保険をいうものであり、自己のために自動車を運行の用に供する者は、同法第3条の規定によりその運行によって他人の生命又は身体を害したときにこれによって生じた損害を賠償する責任を負うべきものとされているが、これによる保有者及び運転者の損害をてん補することを目的とする保険をいうものであること。

(5) 地震保険とは、その保険契約が地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）第2条第2項各号に掲げる要件を備える保険をいい、特定の損害保険契約に附帯して締結される保険をいうものであること。

(6) 船舶保険、運送保険、積荷保険、自動車損害賠償保険及び地震保険以外の保険とは、火災、傷害、自動車、盗難、信用、硝子、風水害、競走馬、機関、航空機等の保険をいうものであること。

なお、具体的には保険業法第3条及び第185条の規定により免許を受ける際の免許申請書に添付されるべき普通保険約款に定められた区分に基づいて行うものであること。（法72の24の2③）

4の9の12 損害保険会社又は外国損害保険会社等の正味収入保険料は

元受及び受再保険 保険料から控除 再保険

－ ＋ －（再保険料＋解約返戻金）

の総保険料 すべき金額 返戻金

の算式によって算定されるものであるが、次の諸点に留意すること。

(1) 保険料から控除すべき金額とは、簡易火災保険の満期返戻金、海上保険の期末払戻金等で、解約以外の事由による保険料の払戻金をいうのであって、海上保険の利益払戻金のようなものは含まないも

のであること。この場合において元受保険者が再保険者から返戻されたこれらに対応する金額は、保険料から控除すべき金額から控除するものであること。

(2) 解約返戻金とは、中途解約、更新契約等による返戻金で保険契約が解除された場合既に収入した保険料のうちから契約者へ払い戻されるものであること。

4の9の13 少額短期保険業者の収入金額は、当該少額短期保険業者が契約した保険の正味収入保険料により算定し、当該正味収入保険料の算定については、4の9の12の取扱いの例によるものとする。

(法72の24の2④)

なお、保険業法等の一部を改正する法律(平成17年法律第38号)附則第2条に規定する特定保険業についての法第72条の2第1項の規定の適用については、当分の間、当該特定保険業は、同項第2号の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる事業とみなすこと。(法72の2、平成17年改正法附則7②)

10 外国において事業を行う内国法人の課税標準の算定

4の10 内国法人が外国に恒久的施設を有する場合には、当該内国法人の事業の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額の総額から外国の事業に帰属する付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を控除して得た額が当該内国法人の付加価値割、資本割、所得割又は収入割の課税標準となるものであるが、その取扱いの細部については別途「事業税における国外所得等の取扱いについて」(平成16年4月1日総税都第16号)により通知するところによるものであること。(法72の19・72の22・72の24・72の24の3)

なお、従業者数あん分により控除すべき外国の事業に帰属する付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を算定する場合のあん分の基準となる従業者数については、4の6の9の取扱いに準じるものであること。(令20の2の17・20の2の21・20の2の22・21の8・23)

第5 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除等

5の1 内国法人の付加価値割額、資本割額、所得割額又は収入割額について減額更正をした場合において、当該更正により減少する部分の金額のうち事実を仮装して経理したところに基づくものがあるときは、これを還付することなく、更正の日の属する事業年度開始の日から5年以内に開始する各事業年度(当該更正の日後に当該法人が適格合併により解散をした場合の当該適格合併に係る合併法人のその合併の日以後に終了する各事業年度を含む。)の事業税額から順次控除することとされているが、次の諸点に留意すること。(法72の24の10、令24の2)

(1) 繰越控除は、確定申告書を提出すべき事業年度分の事業税額からのみ行うものであるが、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税の対象となる法人(以下この章において「外形対象法人」という。)については、事業税額全体から行うものであることに留意すること。なお、繰越控除を付加価値割、資本割及び所得割から行う場合には、所得割、付加価値割、資本割の順に行うことに留意すること。(法72の24の10①)

(2) 法第72条の39第1項若しくは第3項、第72条の41第1項若しくは第3項又は第72条の41の2第1項若しくは第3項の規定による更正をした場合において、法第72条の24の10の規定の適用を受ける付加価値割額、資本割額、所得割額又は収入割額があるときは、法第72条の42の規定による通知の際に当該金額を併せて通知すること。(法人税法129③参照)

(3) 法人税においては、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴って、前1年以内の法人税額を限度とする還付の制度があるが、法人事業税については、この制度をとっていないものであること。(法人税法134の2)

(4) 法人が適格合併により解散をした後に法第72条の24の10第1項又は第2項に規定する更正があった場合にも控除が認められるものであること。(法72の24の10③)

5の2 道府県は、租税条約の実施に係る還付すべき金額が生ずるときは、当該金額を更正の日の属する事業年度の開始の日から1年以内に開始する各事業年度の事業税額から順次控除することとされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法72の24の11)

(1) 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第7条第1項に規定する合意に基づき国税通則法第24条又は第26条の規定による更正が行われた場合とは、同項の規定により税務署長が国税通則法第24条又は第26条の規定により更正をした場合をいうものであること。(法72の24の11①)

(2) 更正の請求があった日の翌日から起算して3月を経過した日以後に更正を行った場合には、法第72条の24の11第1項の規定は適用されないものであること。

なお、更正の請求がなく更正を行った場合には、常に同項の規定は適用されるものであること。(法72の24の11①)

(3) 法第72条の39第1項若しくは第3項、第72条の41第1項若しくは第3項又は第72条の41の2第1項若しくは第3項の規定による更正をした場合において、法第72条の24の11第1項の規定の適用を受ける金額があるときは、法第72条の42の通知の際に法第72条の24の11第1項の規定の適用がある旨及び同項の規定により繰越控除の対象となる金額を併せて通知するものであること。

(4) 繰越控除は、各事業年度の法第72条の25又は第72条の28の確定申告に係る事業税額から行うものであるが、外形対象法人については、事業税額全体から行うものであることに留意すること。なお、繰越控除を付加価値割、資本割及び所得割から行う場合には、所得割、付加価値割、資本割の順に行うことに留意すること。

また、事業税額からの税額控除としては、仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う事業税額の控除及び租税条約の実施に係る還付すべき金額の控除があるが、まず仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除をし、既に納付すべきことが確定している事業税額がある場合にはこれを控除した後に、租税条約の実施に係る還付すべき金額を控除するものであること。(法72の24の11⑤)

第6 申告納付並びに更正及び決定

6の1 法第72条の25第1項又は第72条の28第1項に規定する確定した決算とは、その事業年度の決算について株主総会の承認又は総社員の同意等があったことをいうものであること。したがって、法人でない社団又は財団にあっては、上記に準じてこれを構成する会員等の明示又は黙示の同意があることを要するものであること。(法72の25①・72の28①)

6の2 確定した決算に基づかない申告書を提出した場合には、国の税務官署が確定した決算に基づいて申告書の提出があったものとみなして取り扱う場合に限り、これを確定した決算に基づく申告書として取り扱うものであること。

6の3 決算確定の日とは、その事業年度の決算を承認した株主総会終結の日、又は総社員の同意の日等をいうものであること。

6の4 法人の事業年度終了の日から45日を経過した日以後災害その他やむを得ない事由の発生により当該法人又は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人の決算が確定しないため、申告書の提出期限までに申告書を提出することができない場合においては、法第72条の25第2項又は第4項を準用して取り扱うこと。この場合においては、申告書の提出期限延長の申請書は、当該事由の発生後直ちに提出しなければならないものであること。

6の5 災害その他やむを得ない理由(6の6の理由を除く。)とは、風水害、地震、火災、法令違反の嫌疑等による帳簿書類の押収及びこれらに準ずるもののみをいうのであって、単に計算書類の作成の遅延により事業年度終了の日から2月以内に決算が確定しないような場合は含まないものであること。(法72の25②・④)

6の6 会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由とは、公認会計士若しくは監査法人(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第3項に規定する監査法人をいう。)又は監査役の監査を受けなければならないことその他これに類することをいうものであること。(法72の25③・⑤)

6の7 法第72条の26第1項本文及び第2項の6月を経過した日の前日までに納付すべき事業税額が確定しているかどうかは、法人が同日までに申告書を提出したか又は更正若しくは決定を受けたかにより判定すること。

6の8 清算中の法人については、清算中の各事業年度の期間が6月を超えている場合においても、中間申告書を提出する必要はないものであること。

6の9 法人税法第71条第1項ただし書の規定により法人税の中間申告書の提出を要しない法人は、外形対象法人及び収入割を申告納付すべき法人(以下この章において「収入金額課税法人」という。)を除き、事業税においても中間申告書の提出を要しないものであること。この結果、当該法人税の中間申告書の

提出を要しない法人は、外形対象法人及び収入金額課税法人を除き、住民税及び事業税のいずれについても中間申告書の提出を要しないこととなるものであること。（法72の26⑦・⑧）

6の10 連結法人については、外形対象法人及び収入金額課税法人を除き、次に掲げる場合には、中間申告書の提出を要しないものであること。（法72の26⑦・⑧）

(1) 連結法人の当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第81条の2第1項第2号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第68条の9第10項、第68条の10第5項、第68条の11第6項若しくは第7項、第68条の12第6項若しくは第7項、第68条の13第4項、第68条の14第6項若しくは第7項、第68条の15第6項若しくは第7項、第68条の67第1項、第68条の68第1項若しくは第8項又は第68条の69第1項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）を当該連結事業年度の月数で除して得た金額の6倍の金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令24の7）

(2) 連結法人の当該事業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第74条第1項第2号に掲げる金額で当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうち租税特別措置法第42条の4第10項、第42条の5第5項、第42条の6第6項若しくは第7項、第42条の7第6項若しくは第7項、第42条の9第4項、第42条の10第6項若しくは第7項、第42条の11第6項若しくは第7項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）を当該前事業年度の月数で除して得た金額の6倍の金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令24の8）

6の11 法第72条の26に規定する予定申告については、次の諸点に留意すること。

(1) 前事業年度の6月の期間に中間申告書を提出し、これに対し更正を受け、前事業年度の確定申告は当該更正を受けた課税標準額より少ない申告をしたときでも確定申告に対する更正がなされていないときは、当該予定申告により納付すべき事業税額は前事業年度の確定申告により申告した税額を基礎として計算するものであること。（法72の26①）

(2) 法人税法に規定する適格合併（法人を設立するものを除く。）に係る合併法人の事業年度の期間が6月を超え、前事業年度中又は当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合における当該合併法人の予定申告により納付すべき事業税額は、次により計算するものであること。（法72の26②）

ア 当該合併法人の前事業年度中に適格合併がなされた場合

合併法人の確定事業税額

----- × 6 +

合併法人の前事業年度の月数

合併法人の前事業年度開始の日から

その適格合併の日の前日までの月数

----- × 6 × 被合併法人の確定事業税額

合併法人の前事業年度の月数

被合併法人の確定事業税額の計算の基礎となった事業年度の月数

イ 当該合併法人の当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までの期間内に適格合併がなされた場合

合併法人の確定事業税額

----- × 6 +

合併法人の前事業年度の月数

合併法人の当該事業年度開始の日か

ら6月の期間のうちその適格合併の

日以後の期間の月数

-----×被合併法人の確定事業税額

被合併法人の確定事業税額の計算の基礎となった事業年度の月数

- (3) 適格合併（法人を設立するものに限る。）に係る合併法人の事業年度の期間が6月を超える場合におけるその設立後最初の事業年度につき当該法人が予定申告により納付すべき事業税額は、各被合併法人の確定事業税額をその計算の基礎となった当該被合併法人の事業年度の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額の合計額とするものであること。（法72の26③）
- (4) 6の11（2）及び（3）において、合併法人の確定事業税額とは、合併法人の当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額をいい、被合併法人の確定事業税額とは、当該合併法人の当該事業年度開始の日の1年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度に係る事業税額として当該合併法人の当該事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となった各事業年度（その月数が6月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度に係る事業税額をいうものであること。
- 6の12** 連結法人以外の法人（外形対象法人及び収入金額課税法人を除く。）にあつては、法人税について前事業年度に係る確定申告書を提出せず、かつ、確定申告に係る決定がなされていない場合等には、法人税について当該事業年度に係る中間申告書の提出を要しないこととなるので、事業税についても中間申告書の提出を要しないこととなるものであること。
- 連結法人（外形対象法人及び収入金額課税法人を除く。）にあつては、法人税について前連結事業年度に係る連結確定申告書を当該連結法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（当該連結法人が連結親法人の場合にあつては、当該連結法人）が提出せず、かつ、連結確定申告に係る決定がなされていない場合等には、予定申告に係る基準額が計算されないこととなるので、事業税について中間申告書の提出を要しないこととなるものであること。
- 6の13** 事業税の中間申告書の提出を要する法人が、事業税について前事業年度に係る中間申告書を提出したが、確定申告書を提出せず、かつ、確定申告に係る決定がなされていない場合には、当該予定申告により納付すべき事業税額は、前事業年度の中間申告により納付した税額又は納付すべきことが確定した税額を基礎として計算するものであること。
- 6の14** 災害その他やむを得ない理由又は会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由により決算が確定しないため又は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が連結子法人が多数に上ることその他これに類する理由により各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができないために当該法人が申告納付期限の延長の承認を受けた場合には、不申告加算金は徴収できないものであるが、会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由連結親法人が又は連結子法人が多数に上ることその他これに類する理由に係る場合にあつては、他の法人との均衡等を考慮して、延滞金を徴収するものであること。（法72の25②～⑤・72の45の2）
- 6の15** 清算中の外形対象法人の申告納付については、次の諸点に留意すること。
- (1) 清算所得に係る所得割の予納として取り扱われるのは、清算中の各事業年度の所得に係る所得割のみであること。（法72の29③）
- (2) 清算中の外形対象法人については、法第72条の21第1項の規定により資本金等の額はなないものとみなされることから、資本割を申告納付することは要しないものであること。（法72の21①ただし書・72の29①）
- (3) 残余財産の確定の日の属する事業年度については、付加価値割を申告納付することは要しないものであること。（法72の31）
- 6の16** 法人事業税に係る申告書及び修正申告書における自署押印は代表者が2人以上で共同して法人を代表する場合にはその全員がこれをしなければならないのであるが、代表者が2人以上ある場合でも各人が法人を代表している場合においては、これらの者のうち、社長、理事長、専務取締役その他の者で申告書の作成の時にあって法人の業務を主宰している者が自署押印すれば足りるものであること。
- 6の17** 法人が申告納付する場合における申告期限については、次の事項に留意すること。
- (1) 各事業年度の申告については、事業年度終了の日の翌日又は事業年度開始の日から6月を経過した日から起算すること。

(2) 申告期限が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当する場合は、これらの日の翌日をその期限とみなすこととされているが、ここにいる休日とは次に掲げるものをいうものであること。(法20の5②)

ア 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び日曜日

イ その他の休日(例えば1月2日及び1月3日(昭和33年6月2日最高裁判所判例))

(3) 申告書が郵便又は信書便により提出されたときは、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなされるものであること。(法20の5の3)

6の18 主たる事務所等の判定に当たっては、原則として法人税の納税地又は法人税に係る連結子法人の本店若しくは主たる事務所等の所在地と一致させるようにすること。

なお、法人税の納税地又は法人税に係る連結子法人の本店若しくは主たる事務所等の所在地と法人事業税の主たる事務所等とが異なる場合において、法人税の納税地又は法人税に係る連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地が実質上の主たる事務所等に該当するものと認められたときは、関係道府県間で協議のうえ主たる事務所等の変更を行うこと。

6の19 主たる事務所等所在地の道府県知事が申告納付期限の延長の承認を与えたときは、速やかにその旨を関係道府県知事に通知するものであること。

6の20 2以上の道府県において事務所等を設けて事業を行う法人が申告書又は修正申告書を提出した場合において主たる事務所等所在地の道府県知事がその申告又は修正申告に係る課税標準を是認するときは、その旨を速やかに関係道府県知事に通知すること。

6の21 2以上の道府県において事務所等を設けて事業を行う法人が法第72条の48第2項ただし書の規定に基づいて申告納付する場合において適用すべき税率は、その法人の事業年度開始の日から6月の期間の末日現在における税率によるものであること。(法72の48②)

6の22 2以上の道府県において事務所等を設けて事業を行う法人に対する法第72条の44第4項又は第72条の45第3項の規定に基づく延滞金の減免、法第72条の46第1項ただし書の規定に基づく過少申告加算金額の不徴収及び同条第3項の規定に基づく不申告加算金額の軽減を行う場合においては、特にその必要を認めない場合を除くほか、主たる事務所等所在地の道府県知事は関係道府県知事と協議して行うことが適当であること。

6の23 国の税務官署の更正又は決定に係る課税標準を基準として修正申告書を提出する場合においても、その修正申告書が国の税務官署において当該更正又は決定の通知をした日から1月以内に提出されないときは、法第72条の33第2項の規定による修正申告書として取り扱われることとなるのであって、過少申告加算金及び不申告加算金の取扱いが異なるものであるから留意すること。(法72の46①・③)

6の24 法第72条の25から第72条の31まで又は第72条の33第1項の規定によって申告書を提出した法人が課税標準の計算の基礎となった法人税の課税標準について国の税務官署の更正又は決定を受けた場合(当該法人が、当該申告に係る計算の基礎となった事業年度において連結申告法人(各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される連結事業年度の連結子法人をいう。以下本章において同じ。)である場合にあっては、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が当該連結事業年度に係る法人税の課税標準について国の税務官署の更正又は決定を受けた場合)には、法定納期限の翌日から起算して1年を経過した日以後においても、国の税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から2月以内に限り、法第20条の9の3第1項の規定による更正の請求をすることができるものであること。(法72の33の2②)

6の25 道府県知事は、外形対象法人に対し法人事業税の決定を行う場合には、付加価値割、資本割及び所得割の決定を併せて行う必要があること。

なお、外形対象法人に対し法人事業税の更正を行う場合には、付加価値割、資本割及び所得割の更正を併せて行うことを要しないものであること。(法72の41の3)

6の26 法第72条の46第1項ただし書及び第3項(法第72条の47第3項の場合を含む。)の更正又は決定があるべきことを予知してなされたものであるかどうかについては、外形対象法人、収入金額課税法人及び連結申告法人以外の法人に関しては、原則として法人税において更正又は決定があるべきことを予知してなされたものとされたかどうかによって判定すべきものであること。

6の27 外形対象法人、収入金額課税法人及び連結申告法人以外の法人から法第72条の47の規定によって重加算金を徴収する場合において、課税標準の基礎となるべき事実について仮装隠ぺいが行われたかどうかについては、原則として法人税において仮装隠ぺいの事実があるものとされたかどうかによって判

定すべきものであること。

6の27の2 外形対象法人及び連結申告法人から法第72条の47の規定によって重加算金を徴収する場合においても、課税標準（所得及び付加価値額（単年度損益に限る。））の基礎となるべき事実について仮装隠ぺいが行われたかどうかについては、おおむね、法人税において仮装隠ぺいの事実があるものとされたかどうか準じて判定するものであること。

6の28 道府県知事は、税務官署が法人税の更正をした場合においては、その額を基礎として所得割の更正を行うべきであるが、その更正を行わないでいる間に税務官署が更に更正をした場合においては、その額を基準として更正して差し支えないものであること。

第7 徴収猶予

7 法第72条の38の2に規定する法人の事業税の徴収猶予の取扱いに当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 徴収猶予の適用があるのは、外形対象法人が確定申告納付する付加価値割及び資本割、並びに中間申告納付する付加価値割、資本割及び所得割であること。

なお、徴収猶予を受けた法人が、徴収猶予を受けた後に外形対象法人でなくなった場合であっても、当該徴収猶予は有効であり、また、徴収猶予の延長が可能であること。（法72の38の2①・⑥）

(2) 徴収猶予ができるのは、中間申告及び確定申告のときに限られるものであり、修正申告のときにはできないものであること。（法72の38の2①・⑥）

(3) 令第32条の2に規定する著しい新規性を有する技術又は高度な技術とは、科学技術、工業技術等に限られるものではなく、商品の生産又は販売方法、役務の提供方法等のノウハウやアイデアが著しい新規性を有する場合又は高度である場合を含めるものであること。（令32の2②）

(4) 徴収の猶予を受けようとする事業税の申告書とその提出期限までに提出したときに限り、徴収の猶予が受けられるのであるが、この場合の提出期限は、会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由、災害その他やむを得ない理由等により提出期限が延長されている場合には、当該延長された提出期限になるものであること。（法72の38の2④、法72の25②～⑦参照）

(5) 徴収を猶予した場合において、猶予期間内に猶予した金額を納付することができないやむを得ない理由があると認められるときは、徴収猶予期間を延長することができることとされているが、徴収猶予期間が合わせて6年以内であれば、何度でも延長することができるものであること。（法72の38の2⑤）

(6) 中間申告で徴収の猶予を受けた法人が確定申告書とその提出期限までに提出しなかったとき又は当該事業年度において所得があるときは、当該徴収の猶予が取り消されるのであるが、この場合には、その猶予をした事業税に係る延滞金額のうち2分の1に相当する金額に限り、免除することができるものであること。（法72の38の2⑨・⑩）

(7) 徴収の猶予を取り消す場合には、原則として徴収の猶予を受けた者の弁明を聴かななければならないものであること。（法72の38の2⑫、法15の3参照）

(8) 徴収を猶予した事業税に係る延滞金額のうち、2分の1に相当する金額は免除されるものであるが、特別の事情が認められる場合には、残りの延滞金額についても免除することができるものであること。（法72の38の2⑫、法15の9②参照）

第8 同族会社の行為又は計算の否認等

8 法第72条の41の規定による更正又は決定をする場合において、同族会社でその行為又は計算について法第72条の43第1項から第3項までの規定に基づいて否認する場合の取扱いは、国の税務官署の取扱いに準ずること。

なお、同条第4項に規定する合併、分割、現物出資若しくは事後設立又は株式交換若しくは株式移転をした一方の法人若しくは他方の法人又はこれらの法人の株主等である法人の行為又は計算についても、同様であること。（法72の43）

第9 2以上の道府県において行う事業に係る課税標準の分割

9の1 法第72条の48第3項の事務所等の従業者とは、当該事務所等に勤務すべき者で、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払いを受けるべき者をいうものであるが、事業を経営する個人及びその親族又は同居人のうち当該事業に従事している者で給与の支払いを受けていないものは給与の支払いを受けるべき者とみなされるものであるから留意すること。この場合において、給与には、退職給与金、年金、恩給及びこれらの性質を有する給与は含まれないものであり、これらの給与以外の給与で所得税法第183条の規定による源泉徴収の対象となるもののみが、規則第6条の2第1項に規定する給与に該当するものであること。（法72の48③、則6の2①）

なお、その運用に当たっては、次に掲げるところにより取り扱うものであること。

(1) 納税義務者から給与の支払いを受け、かつ、当該納税義務者の事務所等に勤務すべき者のうち、当該勤務すべき事務所等の判定が困難なものについては、次に掲げる事務所等の従業者として取り扱うものとする。

ア 給与の支払いを受けるべき事務所等と勤務すべき事務所等とが異なる者（例えば主たる事務所等で一括して給与を支払っている場合等） 当該勤務すべき事務所等

イ 転任等の理由によって勤務すべき事務所等が1月のうちに2以上となった者 当該月の末日現在において勤務すべき事務所等

ウ 各事務所等の技術指導等に従事している者で主として勤務すべき事務所等がないもののうち、9の1（1）エ以外の者 給与の支払いを受けるべき事務所等

エ 技術指導、実地研修等何らの名義をもってするを問わず、連続して1月以上の期間にわたって同一事務所等に出張している者 当該出張先の事務所等

オ 2以上の事務所等に兼務すべき者 主として勤務すべき事務所等（主として勤務すべき事務所等の判定が困難なものにあつては、当該給与の支払いを受けるべき事務所等）

(2) 次に掲げる者（例えば親会社又は子会社の事務所等の従業者のうち、その従業者がいずれの会社の従業者であるか判定の困難なもの等）については、9の1（1）にかかわらず、次に掲げる事務所等の従業者として取り扱うものとする。

ア 一の納税義務者から給与の支払いを受け、かつ、当該納税義務者以外の納税義務者の事務所等で勤務すべき者（当該者が2以上の納税義務者から給与の支払いを受け、かつ、当該納税義務者のいずれか一の事務所等に勤務すべき場合を含む。） 当該勤務すべき事務所等

イ 2以上の納税義務者の事務所等の技術指導等に従事している者で主として勤務すべき事務所等がないもののうち、9の1（2）ウ以外の者 給与の支払いを受けるべき事務所等

ウ 事務所等を設置する納税義務者の事業に従事するため、当該納税義務者以外の納税義務者から技術指導、実地研修、出向、出張等何らの名義をもってするを問わず、当該事務所等に派遣されたもので連続して1月以上の期間にわたって当該事務所等に勤務すべき者 当該勤務すべき事務所等

エ 2以上の納税義務者の事務所等に兼務すべき者 当該兼務すべきそれぞれの事務所等

(3) 次に掲げる者については、当該事務所等又は施設の従業者として取り扱わないものとする。

ア 従業者を専ら教育するために設けられた施設において研修を受ける者

イ 給与の支払いを受けるべき者であっても、その勤務すべき事務所等が課税標準額の分割の対象となる事務所等から除外される場合（例えば非課税事業を営む事務所等）の当該事務所等の従業者

ウ 給与の支払いを受けるべき者であっても、その勤務すべき施設が事務所等に該当しない場合の当該施設の従業者（例えば常時船舶の乗組員である者、現場作業所等の従業者）

エ 病気欠勤者又は組合専従者等連続して1月以上の期間にわたってその本来勤務すべき事務所等に勤務しない者（当該勤務していない期間に限る。）

(4) 9の1（1）から（3）までに掲げるもののほか、従業者については、次の取扱いによるものであること。

ア 非課税事業、収入金額課税事業又は鉄軌道事業とその他の事業とを併せて行う納税義務者の従業者のうち、それぞれの事業に区分することが困難なもの数については、それぞれの事業の従業者として区分されたもの数によってあん分するものとする。

イ 従業者は、常勤、非常勤の別を問わないものであるから、非常勤のもの例えば、重役、顧問等であっても従業者に含まれるものであること。

ウ 連続して1月以上の期間にわたるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日現在によるものとする。この場合において、課税標準の算定期間の末日現在においては1月に満たないが、当

該期間の翌期を通じて判定すれば1月以上の期間にわたると認められる場合においては、連続して1月以上の期間にわたるものとし、また、日曜日、祝祭日等当該事務所等の休日については、当該休日である期間は、勤務していた日数に算入すること。

エ 事務所等の構内・区画が2以上の道府県の区域にまたがる場合には、家屋の延床面積等合理的な方法によりあん分した数（その数に一人に満たない端数を生じたときは、これを一人とする。）をそれぞれの道府県の従業者数とするものであること。

9の2 法第72条の48第5項に規定する事務所等の従業者については、9の1に定めるもののほか、次の諸点に留意すること。

(1) 事業年度の中途において、新設された事務所等にあつては事業年度終了の日、廃止された事務所等にあつては廃止の月の直前の月の末日現在の従業者の数に基づいて月割によって算定した従業者の数値によるものであるが、この場合の新設された事務所等には、営業の譲受又は合併により設置される事務所等も含まれるものであること。

(2) 一の事業年度の中途において、新設され、かつ、廃止された事務所等については、廃止された事務所等として従業者の数を算定するものであること。

(3) 事業年度に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、その従業者の数のうち最小であるものの数値に2を乗じて得た数値を超える事務所等については、その事業年度に属する各月の末日の従業者の数の合計数

その事業年度の月数

により従業者の数を算定することとなるが、この適用があるのは、当該事務所等に限るものであつて、他の事務所等については適用がないものであること。

また、事業年度の中途において新設又は廃止された事務所等であっても事務所等の所在する期間を通じてその従業者の数に著しい変動があるものは従業者の数に著しい変動がある事務所等に該当するものであるので留意すること。

なお、各月の末日現在における従業者の数の算定については、次の取扱いによるものであること。

ア 各月の末日において勤務すべき者のみが分割基準の対象となる従業者となるものであること。したがって、例えば、月の初日から引き続き日雇労働者として雇用されていたものであつても、当該月の末日の前日までの間に解雇されたものは分割基準の対象となる従業者とはならないものであること。

なお、各月の末日が日曜日、祝祭日等により当該事務所等が休日である場合の分割基準の対象となる日雇労働者については、当該休日の前日現在における状況によるものであること。

イ 月の途中で課税標準の算定期間が終了した場合においては、その終了の日の属する月の末日現在における従業者の数は、分割基準には含まれないものであること。

9の3 資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の分割基準となる事業年度終了の日現在における従業者の数のうち、その工場に勤務するものについては、当該従業者数の数値に当該数値の2分の1を加えた数値によることとされているが、この場合において、製造業を行う法人とは、その法人の行う主たる事業が規則第6条の2第5項各号に掲げる事業に該当するものをいい、工場とは、物品の製造、加工又は組立て等生産に関する業務が行われている事務所等をいうものであること。

なお、細部の取扱いについては、別途「資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の事業税の分割基準である工場の従業者の取扱いについて」（昭和37年5月4日自治丙府発第39号）によること。（法72の48④）

9の4 法第72条の48第4項に規定する事業年度（解散（合併による解散を除く。以下9の4において同じ。）をした法人にあつては、解散の日の属する事業年度）終了の日現在における固定資産の価額とは、当該事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産の価額をいうものであること。したがって、建設仮勘定により経理されている固定資産であっても、当該事業年度終了の日において事業の用に供されているものは含まれるものであり、無形固定資産及び貸借対照表に記載されていないものについては分割基準に含まないものであることに留意すること。（法72の48④、則6の2②）

9の5 法第72条の48第3項に規定する軌道の延長キロメートル数は、次により取り扱うものであるこ

と。(法72の48③)

(1) 単線換算キロメートル数によるものであること。

(2) 鉄道事業を行う法人が、自らが敷設する鉄道線路(他人が敷設した鉄道線路であって譲渡を受けたものを含む。)以外の鉄道線路を使用して鉄道による旅客又は貨物の運送を行う場合においては、当該使用に係る軌道の延長キロメートル数を当該法人の分割基準である軌道の延長キロメートル数とするものであること。

(3) 引込線及び遊休線並びに敷設線を含むものであるが、他の法人等の所有に係る専用線は含まないものであること。

9の6 2以上の道府県に事務所等を設けて鉄道事業又は軌道事業とその他の事業とを併せて行う場合の割合については、次の諸点に留意すること。(法72の48⑨、令35の3)

(1) 当該法人の事業税の課税標準額のそれぞれの総額をそれぞれの事業の売上金額によってあん分した額をそれぞれの事業の分割基準によって分割するのであるが、百貨店業のみについては、売上金額に代えて売上総利益金額があん分の基準とされていること。

なお、この場合における百貨店業とは、物品販売業(物品加工修理業を含む。)であって、これを営むための店舗のうち、同一の店舗で床面積の合計が1,500平方メートル(都の特別区及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の区域内においては、3,000平方メートル)以上の店舗を含むものをいうものであること。

(2) 売上金額とは、本来の事業及びこれに付随する事業の収入金額をいうものであるが、固定資産の売却収入その他受取利息、有価証券利息、受取配当金、有価証券売却益等の事業外収入は含まれないものであること。したがって、鉄道事業又は軌道事業における売上金額とは、原則として鉄道事業会計規則にいう営業収益をいうものであること。

(3) 売上総利益金額とは、売上高(総売上高から売上値引及び戻り高を控除した額)から売上原価(期首たな卸高と仕入高を加えた額から期末たな卸高を控除した額)を控除した金額をいうものであること。

9の7 法第72条の48第3項に規定する事務所又は事業所の数は、次により取り扱うものであること。

(1) 事務所等に該当するか否かの判定は、第1章第1節6によること。

(2) 事務所等の数の算定に当たっては、原則として、同一構内・区画にある家屋(住宅、店舗、工場、倉庫その他の建物をいう。以下9の7において同じ。)について一の事務所等として取り扱うこと。

(3) 近接した構内・区画にそれぞれ家屋がある場合については、原則として、構内・区画ごとに一の事務所等として取り扱うこととなるが、この場合において、2以上の構内・区画の家屋に係る経理・帳簿等が同一で分離できない場合、単一の経営者・管理者等により管理・運営されている場合など、経済活動・事業活動が社会通念上一体と見なされる場合には、同一の構内・区画とみなして一の事務所等として取り扱うことに留意すること。

(4) (2)に関わらず、家屋が同一構内・区画にあっても、経営主体が異なる場合には、別の構内・区画とみなして経営主体ごとに一の事務所等として取り扱うことに留意すること。

(5) 事務所等の構内・区画が2以上の道府県の区域にまたがる場合には、次に掲げる道府県の事務所等として取り扱うものであること。

ア 事務所等の家屋が、一の道府県の区域のみに所在する場合 当該家屋の所在する道府県

イ 事務所等の家屋が、2以上の道府県の区域にまたがる場合 当該家屋の所在するそれぞれの道府県

9の8 法第72条の48第8項の主たる事業の判定に当たっては、それぞれの事業のうち、売上金額の最も大きいものを主たる事業とし、これによりがたい場合には、従業員の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断するものであること。

9の9 外国法人の事務所等とみなされた代理人の事務所等が2以上の道府県に所在する場合については、その事務所等のうち当該外国法人のための業務を行う事務所等のみが当該外国法人の事務所等とみなされるものであること。この場合において、同一の事務所等において代理人の本来の業務と外国法人の代理に関する業務を併せて行っている場合の分割の基準となる従業者数は、専ら当該外国法人の代理業務のみを行う者のみとするものであること。

9の10 2以上の道府県において事務所等を設けて事業を行う法人が分割基準に誤りがあったこと(課税標準額についてすべき分割をしなかった場合を含む。)により関係道府県の分割課税標準額又は事業税額

に過不足がある場合においては、不足額の生じた道府県に対しては速やかに申告又は修正申告をしなければならないのであるが、過大となった道府県に対しては当該分割課税標準額又は事業税額の減額の更正の請求をすることができるものとされているものであること。この場合において、減額の更正の請求はあらかじめ主たる事務所等所在地の道府県知事に届け出た旨を証する文書を添えて行うべきものとされていることにかんがみ、その主たる事務所等所在地の道府県知事は速やかにその処理をすべきものであること。
(法72の49④)

9の11 主たる事務所等所在地の道府県知事が課税標準の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定を行った場合においては、その旨を関係道府県知事に通知するものであるが、次の諸点に留意すること。

ア 通知には、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の計算と減免又は不徴収についての簡明な理由を付して行うものとする。この場合において、関係道府県知事は、これらの減免又は不徴収等の理由及び内容について、特に異議のない場合には、これによることとし、各道府県間の取扱いが不一致にならないようにすること。

イ 外形対象法人、収入金額課税法人及び連結申告法人以外の法人に係る通知の内容である計算及び減免又は不徴収の取扱いは、原則として法人税の計算及び減免又は不徴収の取扱いに準じて行うものであること。

ウ 外形対象法人及び連結申告法人の所得及び付加価値額（単年度損益に限る。）に係る通知の内容である計算及び減免又は不徴収の取扱いについても、おおむね、法人税の計算及び減免又は不徴収の取扱いに準じて行うものであること。

第3節 個人の事業税

第10 課税標準の算定

10の1 総収入金額とは、事業を行う個人がその事業に関し収入すべき一切の金額をいい、収入すべき金額とは、収入する権利の確定した金額をいうものであること。（法72の49の8①）

10の2 収入する権利の確定する時期は、原則として収入する金額の基礎となった契約の効力発生の時によること。ただし、請負契約による収入については、引渡しを要するものについてはその目的物を注文者に提供する時により、引渡しを要しないものについては仕事完成の時により、また委任契約による収入については、受任事務の履行完了の時によるが、次に掲げるような特約又は慣習がある場合においては、次に掲げる時によること。（法72の49の8①）

(1) 同種の物品を多量に製作することを請負う場合で、その引渡数量に従い代金を支払う特約又は慣習のあるときにおけるその引渡数量に対応する請負代金については、それぞれの引渡しの時

(2) 一つの工事であっても、その工事の竣功割合に応じて代金を支払う特約又は慣習のある場合における当該竣功割合に対応する工事の請負代金については、その部分の竣功の時

(3) 受任事務の履行による報酬を期間により支払う特約又は慣習がある委任契約のその期間に対応する報酬については、その期間の経過した時

10の3 必要な経費とは、仕入品の原価、原料品の代価、土地、家屋その他事業を行うために必要な物件の修繕費又は借入料、事業用固定資産の減価償却費、土地、家屋その他の物件又は事業に係る公租公課、使用人の給料等でその総収入金額を得るために必要なものの一切をいうものであること。したがって、必要な経費として認められるものは、原則として、総収入金額に対応するものに限られることとなるが、事業を行うために必要な設備で一部遊休しているものの管理費、減価償却費等は、必要な経費とみなすべきであること。（法72の49の8①）

10の4 個人事業税の課税標準である所得は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、その個人の前年度の所得税の課税標準である所得のうち不動産所得及び事業所得の計算の例によって算定することとなるが、その取扱いについては、4の7の2及び4の7の3に準ずること。

なお、この場合における不動産所得及び事業所得の計算に係る規定には、租税特別措置法第25条の2の規定は、含まれないものであるので留意すること。（法72の49の8①）

10の5 個人事業税の課税標準である所得を計算する場合において、所得税においては租税特別措置法第41条の4第1項及び第41条の4の2第1項の規定により不動産所得に係る損益通算の特例が定められているが、事業税においては、もとよりこの規定の例によらないものであることに留意すること。（法72の49の8⑤）

10の6 所得税において青色申告の承認を受けている個人の繰越損失、所得税において青色申告の承認を受けている個人以外の個人の被災事業用資産に係る部分の繰越損失の繰越控除の取扱いについては、次の諸点に留意すること。（法72の49の8⑥・⑦）

（1）所得税において青色申告の承認を受けている個人の前年前3年間の損失の繰越控除は、事業所得の算定上生じた損失であって、前年前に控除されなかった部分の金額に限るものであるが、当該損失の生じた年分につき事業税の申告をし、かつ、その後の年分につき連続して事業税の申告をしている場合で、当該損失の生じた年分につき所得税において青色申告の承認を受けているときに限り、認められるものであること。

なお、事業税においては、損失の繰越控除は行われぬものであるから留意すること。

（2）個人の前年前2年間において（1）の取扱いを受けた金額がある場合の「控除した金額」は、被災事業用資産の損失に相当する部分以外の部分から順次控除したものと計算するものであること。

（3）（1）及び（2）の繰越控除の適用に当たっては、損失の生じた年分の後の年分につき提出する事業税の申告書には、損失の繰越控除に関する事項の記載はされないものであるから、損失の生じた年分の事業税の申告書その他の資料に基づいて控除を行うものであること。

（4）課税事業と非課税事業とを併せて行う個人の事業の所得の算定上生じた損失で、事業の所得から控除する金額は、課税事業について生じた損失の金額に限るものであること。

10の7 個人の直接事業の用に供する資産で令第35条の3の7に規定するものを譲渡したため生じた損失の金額については、事業税の申告をしている場合に限り、その損失の金額を所得の計算上控除することができるのであるが、その取扱いについては、別途「個人事業税に係る事業用資産の譲渡損失の取扱いについて」（昭和37年4月7日自治丙府発第31号）によるほか、次の諸点に留意すること。（法72の49の8⑧、令35の3の7）

（1）譲渡損失の控除対象となる資産は、令第35条の3の7に規定する固定資産、牛馬、果樹等で事業の用に供しなくなった日の翌日から1年を経過した日の前日までに譲渡が行われたものに限り認められるものであること。したがって、土地、家屋及び構築物並びに商品、原材料、製品、半製品及び仕掛品の棚卸資産は含まれないものであること。

（2）事業の廃止に伴い、その事業の廃止の日以後において令第35条の3の7に規定する資産を譲渡したことによって生じた損失の金額についても、その事業の廃止の日の翌日から1年を経過した日の前日までに譲渡が行われたときは、譲渡損失の控除の適用があるものであること。

10の8 事業専従者控除の取扱いについては、別途「個人の住民税及び事業税における青色事業専従者及び事業専従者に関する取扱いについて」（昭和44年6月27日自治府第65号）により通知するところによるものであること。（法72の49の8②～④）

10の9 医業、歯科医業及びあん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を行う個人の所得の算定については、4の7の5の取扱いに準ずるものとする。（法72の49の8①）

10の10 国内に主たる事務所等を有する個人が外国に恒久的施設を有する場合には、当該個人の事業の所得の総額から外国の事業に帰属する所得を控除して得た額が当該個人の事業税の課税標準となるものであるが、その取扱いの細部については別途「事業税における国外所得等の取扱いについて」（平成16年4月1日総税都第16号）により通知するところによるものであること。（法72の49の9、令35の3の9）

10の11 鉱物の掘採事業と精錬事業とを一貫して行う個人の所得の算定については4の8の1、石灰石の掘採事業と加工（製造）事業とを一貫して行う個人の所得の算定については4の8の3、課税事業と非課税事業とを併せて行う個人の所得の算定については4の8の4の取扱いにそれぞれ準ずるものとする。

10の12 2の1（4）によるさいかん部門とせんごう部門とを一貫して行っている製塩業の所得を算定する場合においては、さいかん部門の所得を控除することが適当であること。

10の13 事業主控除額の控除については、次の諸点に留意すること。（法72の49の10）

（1）2人以上の個人が共同して事業を行う場合の事業主控除額は、その事業を行う個人ごとにこれを控除するものとする。

（2）事業主控除額は年を通じて算定するものであるから、年の中途において事業を休止する場合においても、その事業が継続して行われるものと認められる限り、その休止期間もこれを事業を行った月数

に算入するものであること。また、いわゆる季節営業についてもこれに準じて取り扱うことが適当であること。

(3) 月割計算による事業主控除額については、課税標準額について千円未満の端数を切り捨てていることにかんがみ、千円未満の端数があるときは、その端数金額を千円として計算するものとして差し支えないこと。

10の14 損失の繰越控除、被災事業用資産の損失の繰越控除、譲渡損失の控除、譲渡損失の繰越控除及び事業主控除の順序は法第72条の49の8第11項の規定の順序にしたがってそれぞれ控除するものであるが、事業専従者控除については所得金額の計算に当たって必要な経費に算入するものであるからこの控除の順序には関係はないものであること。

10の15 異なる税率が適用される2以上の事業を併せて行う個人のそれぞれの税率を適用すべき所得は、損失の繰越控除又は被災事業用資産の損失の繰越控除、譲渡損失の控除、譲渡損失の繰越控除及び事業主控除額の金額を控除した後の総所得金額（以下10の15において「総所得金額」という。）をこれらの控除をする前のそれぞれの事業の所得金額によりあん分して算出するものであること。この場合において、それぞれの事業の所得金額の区分が明らかでない場合においては、総所得金額を売上金額等最も妥当な基準によりあん分して、それぞれの税率を適用すべき所得を算定すること。（法72の49の13②）

なお、事業専従者控除額は、それぞれの事業の所得金額の計算に当たって必要な経費に算入すべきものであることに留意すること。

10の16 本来不動産所得又は事業所得であるべき所得について他の種類の所得として所得税の申告をしている者については、その申告した内容にかかわらず道府県知事の調査によって事業税の課税標準である所得を決定することができるものとされているのであるが、この規定は、このような手段により事業税負担を不当に回避する等の事態を防止し、租税負担の公平を図るために設けられているものであって、単に所得区分について税務官署の取扱いと見解が異なるような場合まで含める趣旨ではないものであること。したがって、税務官署において更正がなされている者についてはこの規定の適用はないものであり、また、その適用についてはあらかじめ税務官署と連絡のうえ行うことが適当であること。

第11 申告

11の1 個人事業税の納税義務者は、規則第14号の2様式により前年中の事業の所得（年の中途において事業を廃止した場合においては当該年の1月1日から当該事業の廃止の日までの事業の所得）その他必要な事項を3月15日までに（年の中途で事業を廃止した場合においては、当該事業の廃止の日から1月以内（当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、4月以内）に）、事務所等所在地の道府県知事に申告し、又は報告しなければならないものであるが、この場合において損失の繰越控除、被災事業用資産の損失の繰越控除、譲渡損失の控除及び譲渡損失の繰越控除は、これらの損失の生じた年分の申告書にこれらの事項の記載がある場合に限り認められるものであること。また、所得税法第57条第2項の書類を提出していない個人に係る青色事業専従者又は事業専従者につき、法第72条の49の8第2項又は第3項の規定の適用を受けようとする場合には、当該控除を受けようとする年分の申告書にこれらの事項の記載がある場合に限り認められるものであること。（法72の55①）

11の2 事業税の納税義務者が前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書（死亡以外の理由により事業を廃止した個人が提出した確定申告書を除く。）を提出した場合又は道府県民税につき法第45条の2第1項の申告書（事業を廃止した個人が提出した申告書を除く。）を提出した場合には、当該確定申告書又は申告書の提出前に事業税の申告をしたときを除き、当該確定申告書又は申告書が提出された日に事業税の申告がなされたものとみなし、当該確定申告書又は申告書に記載された事項のうち事業税の申告に必要な事項に相当するものは、法第72条の55第1項から第3項までの規定により申告されたものとみなすものであること。（法72の55の2）

なお、この場合における国と地方公共団体との税務運営上の協力については、別途「所得税の確定申告書を提出した者について個人事業税及び個人住民税の申告書を提出したものとみなすこととされたことに伴う国と地方公共団体との税務行政運営上の協力について」（昭和41年12月2日自治市第71号）により行うものであること。

11の3 規則第7条の2の2第2項の事務所、事業所等の所在地には、規則第2条の3の2第2項の事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に限らず、同項の住所地及び居所地（ただし、国内に所在するものに限る。）を含むものであること。（法72の55の3、則7の2の2②）

11の4 2以上の道府県において事務所等を設けて事業を行う個人に課する事業税の所得の総額を主たる事務所等所在地の道府県知事が決定した場合における関係道府県知事に対する通知には、次に掲げる事項を併せて行うものとする。 (法72の54③)

ア 事業の種類

イ 当該道府県内における事務所等の名称及び所在地

ウ 年別区分

エ 所得の総額及びその決定のあった年月日

オ 分割基準及び分割された所得

11の5 法第72条の59第2項の書類の閲覧又は記録については、第2章22と同様の趣旨によって運用すべきものであること。 (法72の59②)

第12 2以上の道府県において行う事業に係る課税標準の分割

12 9の1及び9の2は、2以上の道府県において事務所等を設けて事業を行う個人の場合にこれを準用する。 (法72の54②、則6の2①)